

令和6年度 審議対象案件の占用施設説明書

目 次

34. 川口市民公園（八幡市）	1
33. 木津川河川敷運動広場（久御山町）	16
35. 京都府木津川運動広場（京都府）	43
31. 城陽市立木津川河川敷運動広場（城陽市）	56
36. 田辺木津川運動公園（京田辺市）	82

34. 川口市民公園

記入者： 八幡市役所道路河川課 ■■■

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	多目的広場	都市計画 の有無	都市計画決定無し (都市公園として位置付け)
占用面積	29,649.86 m ²	付帯施設等	便所 1基 事務所 1基 物置 1基 ベンチ 12基 看板 7箇所 バックネット 4箇所 サッカーゴール 2対 他
許可の経緯	<当初許可> S56.10.16 <許可期限> R8.3.31	利用者数	令和 元年度 7,354人 令和 2年度 3,207人 令和 3年度 4,734人 令和 4年度 6,391人 令和 5年度 5,173人 ※実際の利用人数を現地にてカウント、 集計。
堤内地・ 堤外地	堤内地		
周辺の 土地利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・堤内地は、第一種中高層住居専用地域（中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するための地域）となっており、市街地を形成している。 ・占用地付近の堤外地は、上下流とも自然の形態である。 		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域と位置づけている。 ・八幡市都市計画マスタープランでは、「水辺うるおい軸」として位置づけている。 ・地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。 ・八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。 		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和 59 年 7 月、運動施設のある公園が不足し、野球場等の市民の要求が充足できない状況にあり、堤内地における用地の確保も困難であったことを受け、占用許可申請を行ったもの。 ・平成 16 年 10 月台風 23 号、平成 21 年 10 月台風 18 号、平成 23 年 9 月台風 12 号、平成 25 年 9 月台風 18 号、平成 26 年 8 月台風 11 号、平成 29 年 10 月台風 21 号、令和 5 年 8 月台風 7 号で冠水被害。 		

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占有者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・当該施設は、年間 5,000 人以上（過去 5 年平均）の利用者があり、市民の交流の拠点として、地域住民に親しまれながら、身近な運動広場として、益々重要になっており、今後も必要不可欠なため、引続き施設を維持することが必要である。 ・一人当たりの公園面積 現状：7.96m²/人（令和 6 年 4 月 1 日現在、街区公園以上の面積） <p>※公園整備目標なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種計画にて、「水辺うるおい軸」、「みどりの拠点」、「緊急時のへり離発着地点」と重要な位置付けをしている。 ・当該施設は恒久的な占有である。
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理主体は、公益財団法人八幡市公園施設事業団（指定管理者）である。 ・利用規則を設けている。 (利用に当たっての注意事項、禁止事項を施設内に掲示。) ・主な管理内容（管理規則等で規定）は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の予約受付（先着順）を実施している。 ・天気予報により洪水が予測される場合は、便所、物置、バックネット等の付帯施設を占有地外に移動させている。 ・洪水時の撤去訓練を年 1 回（出水期前）実施している。 ・その他：施設点検、除草作業、清掃作業、グラウンド維持作業（適宜実施）
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトボールチーム、サッカーチーム等の複数の団体が、年間を通じて利用している。 ・市役所職員、自治会団体等の合同の水防訓練にも使用している。 ・車両駐車について、平成 29 年に堤内地に駐車場を整備し、公園利用者の駐車場所としている。 ・平成 24 年に市内河川敷公園のグラウンド機能の入れ替えを行い、利用者による上流部の不法占用の解消に努めた。

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

2. 施設の現状

(占用者作成)

	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の 意見と対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供のあった「八幡の小さな仲間たち」の概要書について、本体の報告書を要約したものであるということを明記しておいた方がよい。概要書の位置づけを明確にしておくべき。 ・ 子どもたちに、川に親しみつつ自然環境や防災を学ぶ場として、他の部局と連携して活用されるとよい。 ・ スポーツ利用の団体に、環境について学んでもらうことを、年に一度定期的実施するなどルーチン化できるとよい。 ・ 生物紹介の看板は設置されていたが、少し古くなっているうえ、外来種が「います」という情報の表示だけになっている。外来種がいることの経緯や影響などの説明もあるとよい。 ・ スポーツ愛好者にとって利用のしやすい場を提供していただいている。ありがたい。 ・ 概要版の冊子はよくできている。多くの方にみてもらいたい。昨日の桂川の現場で、京都の情報にたどり着く工夫がされており、評価が高かった。参考にされるとよい。 ・ グラウンドの草刈りのみでなく、周辺道路についても適正に管理されている。農薬を使わずに適正に管理されていて、環境への配慮がうかがえる（共通） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生物紹介の看板について、令和7年度更新を検討しています。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 八幡市内の生物生態調査報告書「八幡のまちの小さな仲間たち2016」を活用した自然環境学習などの実施を検討している。 ・ 平成21年度に占用施設の入口及び水辺付近に生息する生物の案内看板を設置しており、今後も利用者の自然環境意識の向上に努める。 ・ 平成29年度に自然観察ハイクという三川合流域の自然を紹介するイベントを行った。 	
その他		

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

占用地及び周辺の 自然環境		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地は運動広場として整備されている。 ・ 滞筋が大きく蛇行している区間である。 ・ 水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な砂州が形成されている。 ・ 砂州には大規模なオギ群落があるが、外来種のセイタカアワダチソウも広く見られる。 ・ 水際には自然裸地が広く見られる。 ・ 下流部分はヤナギなどが見られる自然河岸である。対岸には、自然裸地が広く形成されている。 ・ 対岸砂州にはツルヨシ、セイタカヨシ、ヤナギなどが見られる。 ・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。 ・ 堤防天端は自転車道として整備されている。 ・ 背後地は新興住宅地で、現在も宅地化が進んでいる。
自然環境上重要な場所		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地周辺の低水路内には、蛇行した滞筋を中心に、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
水際の 状況	水域までの 距離	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：10～100m ・ 下流部分の河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。 ・ 上流部分も自然河岸で、砂州が形成され、高水敷から砂州に入る道路も見られる。 ・ 高水敷の端部には柵（一部板状）が設置されている。
	水面との 高低差	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 6m
環境面から見た 望ましい利用方針		<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流部分は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから水際の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 上流部分は砂州に近づきやすい環境であるが、車の乗り入れなどの制限が望まれる。 ・ 砂州部が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。 ・ 利用範囲の認知のために、占有範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占有地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

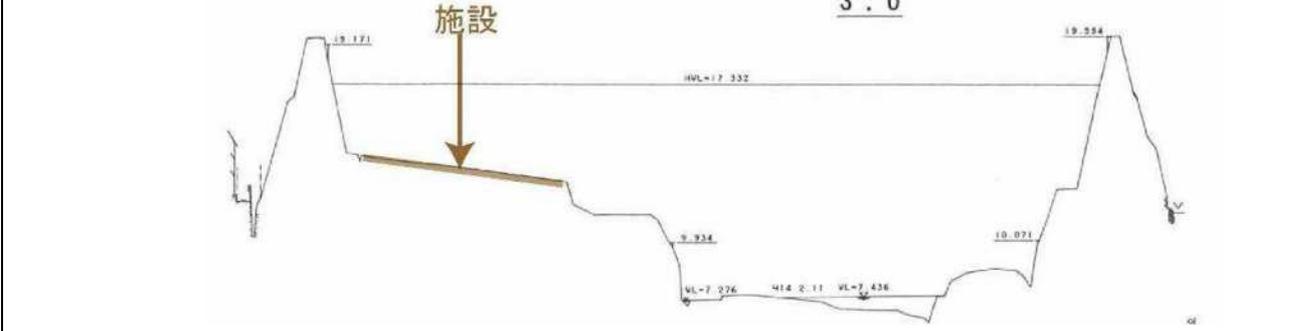
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：3.0k)



ランク：A

番号	34. 川口市民公園 (旧八幡市立運動広場)	占用 目的	運動場	許可受者	八幡市	場所	左岸 2.8k+12m～3.0k+149.5m 左岸 2.4k+161m～2.6k+62m
----	---------------------------	----------	-----	------	-----	----	--

(写真撮影者：占用者)



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)

●河川保全利用手チェックリスト(占有地 名称:34川口市民公園)

記入者: 八幡市役所道路河川課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、線の基本計画等			第5次八幡市総合計画では、市民生活に定着した河川公園の自然と調和した整備の促進をはかる地域と位置づけている。 八幡市都市計画マスタープランでは、「水辺の軸」として位置づけている。 八幡市みどりの基本計画では、「みどりの拠点」として位置づけている。				○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			地域防災計画では、緊急時に大型ヘリコプターが離着陸できる指定地として位置づけている。大型機が着陸できる所は、市内で2箇所のみである。				○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地上において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			計画はない。 堤内地は、第一種中高層住居専用地域であり、市街地を形成しているため、代替施設の設置は難しい。 その他の既存施設においても、利用予約を多数受け付けているため、当該グラウンドの代替施設の確保は難しい。				○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水際の部の占有面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動			計画はない。 現在、ソフトボールチーム、サッカーチーム等が年間を通して継続的に利用しているため、現状のグラウンドを縮小することは難しい。 可能ならば冠水頻度が少ない他の河川敷内への移動が望ましいが、現実的には難しい。				○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占有施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す	子どもたちに、川に親しみつつ自然環境や防災を学ぶ場として、他の部局と連携して活用されることよ。	八幡市環境政策課や八幡市危機管理課と連携した学習会等の実施を検討したい。	八幡市環境政策課、八幡市教育委員会などと連携した自然環境学習などの実施を検討したい。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			平成21年に自然環境啓発看板を設置しており、公園利用の際に周辺環境の保全について呼びかけている。 令和7年度に看板を更新予定。				○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			年間予約は年に2回抽選会を行い、窓口での通常予約は先着順での受付を行っている。また、京都府の公共施設案内予約システムにより、インターネット上で広く一般の方からの利用を受け付けている。				○:公平に利用できる場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			当該施設は「運動場」として占有許可を受けており、野球場、ソフトボール場、サッカーコートとして利用している。				○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			河川レインジャーなどと連携した、自然環境学習などの実施を検討したい。				○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の健全・再生	付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			「八幡のまちの小さな仲間たち」(2016年更新)という市内の生物生態調査報告書により、野鳥、昆虫等の生息を把握している。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占有区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			縦断方向については西から東へ、横断方向については南から北へ勾配がついているため、比較的東側、北側が冠水しやすい。 平成16年10月台風23号、平成21年10月台風18号、平成23年9月台風12号、平成25年9月台風18号、平成26年8月台風11号、平成28年10月台風21号、令和3年8月台風7号で冠水被害を受けた。				○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
●河川保全利用子チェックリスト(占用地 名称:34川口市民公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	グランドの草刈りのみでなく、周辺道路についても適正に管理されている。農薬を使わずに適正に管理されており、環境への配慮がうかがえる(共通)	引き続き適正な管理を行っていきます。	・占用箇所と隣接している河岸は自然河岸であり、ヤナギやオオハジケ等が見られる。従来の自然環境を破壊することなく、環境に配慮して施設利用を行っている。	・定期的に清掃、除草を行い、自然環境の保全に努めている。 ・平成21年度に自然環境啓発看板を設置しており、自然環境学習における活用を検討したい。		O: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13	管理運営は占用区画及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)放置されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等	情報提供のあった「八幡の小さな仲間たち」の概要書について、本体の報告書を要約したものであるということを確認しておいた方がよい、概要書の位置づけを明確にしておくべき。 生物紹介の看板は設置されていたが、少し古くなっているうえ、外来種がいま「す」しという情報の表示だけになっている。外来種がいることの経緯や影響などの説明もあるとよい。 概要書の冊子はよくできていて、多くの方にみてもらいたい。昨日の桂川の現場で、京都の情報にたどり着く工夫がされており、評価が高かった。参考にされるとよい。	生物紹介の看板について、令和7年度更新を検討しています。	・自然啓発看板設置により、周辺の自然環境への配慮を呼びかけている。			O: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
14	施設利用者による占用区画及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	スポーツ利用の団体に、環境について学んでもらうことを、年に一度定期的に実施するなどルーチン化できるとよい。	八幡市環境政策課や八幡市生涯学習課と連携した、学習会等の実施を検討したい。	・関係部局と連携を取り、生物生態調査報告書、自然啓発看板などを活用した自然学習会の開催を検討したい。			O: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15	占用区画及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	不許可の工作物は設置されていないか		・設置されていない。			O: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
16	不許可の工作物は設置されていないか	占用区画外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等		・占用区域外は使用していない。			O: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
17	占用区画外を使用していないか (例)トイレ、道入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等	古用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか		・水辺へのアクセス路がない。			O: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
18	古用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等		・迷惑な利用はない			O: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか		・管理運営規則を定めている。 ・利用ルールを定めている。			O: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか		・使用後の清掃、ゴミの持ち帰り等の指導を行っており、利用のルールに自然環境の保全について記載している。			O: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	スポーツ愛好者にとって利用のしやすい場を提供していただいている。ありがたい。	【管理運営規則】 ・指定管理委託の仕様書に記載。 【利用ルール】 ・施設利用手続き時に説明を行っている。 ・現地看板にて利用ルールを周知している。			O: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか						O: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓「都市計画マスタープラン」では河川の自然環境を重視した公園と位置付けられているが、「みどりの基本計画」ではスポーツ施設の充実を図る、というように読み取れる。整合が図られていないのではないか
- ⇒ 両計画の作成時期がずれているため、表現の不整合がある。基本的にグラウンドとしての位置づけであり、平成17年度以降の都市計画見直しにおいて整合を図りたい
- ✓冠水頻度の少ないところをグラウンドとして活用し、冠水しやすい水辺は親水機能を持たせる、というような発想が重要だと思う
- ✓施設の面積が大きいこともあり、占用地のうち水辺に近い部分を自然に返してはどうか
- ⇒ 当該施設は市北部の交流拠点の中心となっており、人と自然の共存する地区として位置付けていきたい
- ✓川でなければならぬ利用を優先し、その他は堤内地で、という基本原則に沿った形を踏襲すると、水辺は親水機能を持った場に変えていってもらいたい
- ✓スポーツ利用を完全に否定するわけではないが、市内にはほかにもたくさん公園が整備されている。スポーツ施設としての機能は堤内側に重点を置き、当該公園は川の自然環境に親しむ場として位置づけられるとわかりやすいと思う
- ⇒ 施設ごとに使用可能スポーツの種類が限られる。硬式野球は市内の球場では実施できず、河川敷でやらせていただきたい
- ✓整備計画原案において「基本的に縮小ないし廃止」ということが決まっているので、河川敷公園をスポーツ利用していく方向性は問題がある。生物の利用に配慮し、水辺を返還してもらいたい

52

■過年度審議結果のレビュー

平成17年(第1回)
委員会

- ✓当該箇所は木津川の最下流に位置し、過去に河床低下も生じている。水量も多く流速も早いため、水に入って親しむような活動は不可能ではないか
- ✓木津川は生物多様性の意味でかなり優れた場所といえる。単なる利用空間としてではなく、自然教育の場としても活用できるポテンシャルを有している
- ⇒ 水辺プラザの整備を行い、カヌーのような水面利用ができるような方策について模索していきたい。自然教育は、既往調査結果等も生かし、啓発に取り組んでいきたい
- ✓「水と緑のネットワーク」、「水辺の整備」、「親水目的に活用する」などの記載があるが、具体的にどのような取り組みを考えているか
- ⇒ 流れ橋付近の水辺プラザ整備(国交省)との連携や、周辺の府管理河川での親水空間整備等とのネットワーク等を検討中である
- ✓訪問者が川に関心を持ってもらうような取り組みを展開していただきたい
- ✓今回の更新にあたって、面積縮小の方向性を出していただきたい。今後縮小を進めるためには利用者の意識が非常に重要。木津川の河川空間に位置していること自体が教育的にも意味があるということを理解してもらうことが重要
- ⇒ 利用区域から低水護岸までの20mの緑地帯(600㎡)の占用を縮小する方向としたい

平成17年(第2回)
委員会

- ✓スポーツ利用する市民以外の市民が、当該占用地を利用できない、というような状況が生じていないかどうか検証する必要がある。偏った利用は是正すべき
- ✓野球場としての需要量を把握する必要がある。野球練習時の騒音が原因で、市街地での活動には苦情が出るので河川敷を利用したい、というのは建設的でない
- ⇒ 小学校の校庭解放などの対応を進めているが、学校再編なども含め、市内の様々な施設の適正規模を検討している。次回の総合計画で整理したい
- ✓環境に対する市民意識の啓発、環境学習の取り組みを進めていく必要がある。環境学習については河川レンジャーとの連携などを図り、利活用の具体化を検討されたい

53

■過年度審議結果のレビュー

平成17年(第3回)
委員会

(過年度指摘への回答)

- ⇒ 占用地におけるスポーツ以外の環境教育の場としての利用については、市内の関係各課、教育委、市民団体等の協力を得ながら検討を進めている
- ✓ 自然環境学習の場として整備を進めていく方向で具体化して欲しい。河川空間のなかでしかできない利用を活かす、といった方向性を出されたい
- ✓ 上位計画の「グラウンドとしての機能充実」という表現については再考されるのか
- ⇒ 計画に記載されているが具体の予算措置はない。次回更新時に訂正する予定
- ✓ 石清水八幡宮という重要な社寺があり、京都府民にとって非常に大きな財産、文化遺産を有しているということを勘案すれば、この区域の河川環境を保全する意義は大きい
- ✓ 市民の社会教育、生涯教育という観点でも、河川空間の利用を前向きに考えてほしい
- ⇒ 三川合流点を重要な拠点として考えている
- ✓ グラウンド利用以外にも、スポーツを楽しみながら水辺での自然環境教育も進めていく、という方向にシフトしていくことが重要
- ⇒ スポーツ少年団の指導者に、施設利用の際は周辺の生物を観察することを促すような指導を進めており、これらの取り組みについてほかにもPRしていきたい

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、環境の保全・再生に一層配慮すること
- ✓ 関係機関と連携のうえ、人と川とのつながりを重視した取り組みを行うこと
- ✓ 川らしい自然環境を保全再生する観点から、将来の施設のあり方を検討すること
- ⇒ 安全に水辺に降りられるような構造、整備ができれば、自然環境学習に活用しやすくなると考えている

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ 新たな施設の拡充を行わず、河川環境の保全再生に一層配慮されたい
- ✓ 占用区域外を駐車場として利用しているところは、利用実態を把握して適正な台数を定め、駐車場を占用範囲内に収めるようにされたい
- ✓ 自然を知ってもらうことが自然に親しむきっかけとなる。訪問者に木津川の自然環境を認識してもらうため、河川レンジャーの協力を得ながら教科書、ガイドブック、小冊子等でのようなきっかけを与えていただきたい
- ⇒ 「八幡の小さな仲間たち」という冊子を自然環境教育で活用しているが、内容のリバイスが必要となっている。また、水生生物紹介の看板を公園内に設置した

平成24年 委員会

(前回指摘への対応)

- ⇒ 駐車スペースについて、乗り合いを推奨するなどして台数の縮減を図ったが是正の方向性が見られず、近隣小学校跡地の利活用について検討を進めている
- ✓ 土砂を持ち込まずに災害復旧を実施するなど、過年度指摘事項をほぼ100%実施されており評価に値する
- ⇒ 平成24年度は浸水被害が軽微であったため土砂の持ち込みを行わずに復旧することができた。浸水深が大きいと土砂流出が激しくなるため、土砂流失対策として野芝の播種を実施している

平成27年 委員会

- ✓ 啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

<共通事項>

- ✓ 草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる
- ✓ 今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる
- ✓ 占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい
- ✓ さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい

- ✓ 道路の占用地となっている堤防坂路と法面は、公園部分とは占用の意味が異なるため審議対象ではないが、現状の管理を継続されたい
- ✓ 「八幡のまちの小さな仲間たち」はよくまとまった良い資料である。スポーツ利用者に対する啓発ツールとして一層活用されたい
- ✓ 看板の盤面について、定期的に修復・更新されたい

56

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

<共通事項>

- ✓ 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。
- ✓ 草地については、草刈りが適正になされており良好である。
- ✓ トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。
- ✓ 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際には安全管理に配慮されたい。
- ✓ スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。

- ✓ 情報提供のあった「八幡の小さな仲間たち」概要版について、本体の報告書を要約したものであるということを巻頭または巻末に明記して、概要版の位置づけを明確にしておくべき。
- ✓ 子どもたちに、川に親しみつつ自然環境や防災を学ぶ場として、他の部局と連携して活用されるとよい。
- ✓ スポーツ利用の団体に、環境について学んでもらうことを、年に一度定期的にも実施するなどルーチン化できるとよい。
- ✓ 生物紹介の看板が設置されていたが、少し古くなっているうえ、外来種が「います」という情報の表示だけになっている。外来種がいることの経緯や影響などの説明もあるとよい。
- ✓ スポーツ愛好者にとって利用のしやすい場を提供していただいている。ありがたい。
- ✓ 概要版の冊子はよくできている。多くの方にみてもらいたい。昨日の桂川の現場で、京都市では看板に二次元バーコードを付けてHPの情報にたどり着く工夫がされており、評価が高かった。参考にされるとよい。
- ✓ グラウンドの草刈りのみでなく、周辺道路についても適正に管理されている。農業を使わずに適正に管理されていて、環境への配慮がうかがえる(共通)

57

33. 木津川河川敷運動広場

記入者：久御山町役場建設課



ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	 上流側																
現在の利用形態	野球場(1面)・球技場(2面) 自由広場(2面)	都市計画の有無	無し																
占用面積	40,150.38 m ²	付帯施設等	可搬式便所3基・サッカーゴール(可搬式)12基・バックネット(取外式)1基等																
許可の経緯	<当初許可> S57.12.13 <許可期限> R08.3.31	利用者数	令和元年度 7,999人 令和2年度 7,122人 令和3年度 4,878人 令和4年度 6,300人 令和5年度 5,967人																
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地																		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 久御山町にあっては都市化が進む中で、農地の保全に努め都市近郊に特徴的な野菜生産が盛んに営まれており、耕作放棄等による広大な未利用地は確認できない。 久御山町面積 13,86k m² (R4 国土地理院資料)、人口 14,987 人 (R4 京都府推計人口調査)、農地 5,752k m² (R5 町固定資産概要調査) 久御山町は国道1号、第2京阪道路、京滋バイパス等の主要道路でネットワークされており、その利便性から商工業への土地利用も多い。 上記のとおり、京都府内でも比較的狭隘な久御山町で、グラウンドを確保できるほどの一体地となった遊休地の確保は困難な状況である。 																		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 「久御山町第5次総合計画」及び「久御山町都市計画マスタープラン」では本広場を公園・緑地ゾーンに位置づけている。 地域防災計画における位置づけはない。風水害時には冠水となるため避難地としては不適。 																		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 昭和40,50年代の住宅地開発により人口が著しく増加したものの、運動施設は町所有グラウンド1面及び学校体育施設しかなく、河川敷内の未利用の牧草採取地を運動広場として占用許可申請を行い、昭和57年12月に占用許可を得て、野球場1面及び自由広場1面を整備。 その後、昭和59年に球技場2面、自由広場1面を、平成2年には多目的広場1面、ソフトボール場1面、自由広場1面を各々申請・占用許可を受け新設。 平成7年5月の大雨で全面冠水し、多目的広場及びソフトボール場が被害を受け、利用ができなかったため、この部分を返還し、野球場1面、球技場2面、自由広場2面の占用申請を行い、平成20年5月15日に許可を受けた。 復旧については、隣接する京都府野球場の復旧と連携しての作業となる。 近年の台風被害等による主な復旧工事については、以下のとおり。 <table border="1" data-bbox="427 1877 1460 2060"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>復旧工事(目土整備)</th> <th>工事期間</th> <th>事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度(台風19号)</td> <td>123.6 m²</td> <td>約2ヶ月</td> <td>287万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度(台風14号)</td> <td>11.8 m²</td> <td>約1ヶ月</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度(豪雨)</td> <td>39.5 m²</td> <td>約2ヶ月</td> <td>96万円</td> </tr> </tbody> </table>			年度	復旧工事(目土整備)	工事期間	事業費	令和元年度(台風19号)	123.6 m ²	約2ヶ月	287万円	令和2年度(台風14号)	11.8 m ²	約1ヶ月	40万円	令和5年度(豪雨)	39.5 m ²	約2ヶ月	96万円
年度	復旧工事(目土整備)	工事期間	事業費																
令和元年度(台風19号)	123.6 m ²	約2ヶ月	287万円																
令和2年度(台風14号)	11.8 m ²	約1ヶ月	40万円																
令和5年度(豪雨)	39.5 m ²	約2ヶ月	96万円																

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 本運動広場は設置後多くの利用があり、町内におけるスポーツ人口の増加もあって占用の拡大も行ってきた。 現在においてもスポーツ振興の拠点として大会等も開催され、消防訓練の場としても利用されるなど、当広場の果たす役割は重要でかつ必要不可欠なものである。利用者の数値的な目標は設定していない。 野球、サッカー他で使用。サッカーは毎月のように大会がある。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体 : 施設管理及び貸出業務は(公財)久御山町文化スポーツ事業団に委託。 管理規則の有無 : 有(施設の設置及び管理に関する条例の他、管理運営要領・施設点検整備要領有り)。 管理内容 : 上記委託業者による芝刈りは年10回程度、専門業者による周辺草刈りを年3回程度実施。草刈りに際し、除草剤は使っていない。洪水時にはサッカーゴール・移動式トイレ・バックネット・看板を役場駐車場へ移動する。また、毎年、出水期を前に撤去訓練等を実施している。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有(施設の設置及び管理に関する条例の施行規則)。休日には入口ゲートを施錠しているので進入はない。 排他独占利用の有無 : 無。 申請内容と異なる利用等 : 無。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ①川の浸食に気を付けられたい。ガードパイプの外側に占用地が及んでいるが、浸食が進んでいる箇所がある。 ②占用地の近くに危険場所がせまっている場所など、周知することも必要。 ③スポーツ・レクリエーションの場として活用され、計画上も位置付けられていることが確認できた。環境教育に関しても取り組まれているということで継続されたい。 ④観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいということで評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ①②危険が迫っている場所等について看板により、注意喚起を行っている。 ③④前回の委員会以降も継続して、木津川周辺で生き物等の観察会を実施。また、堤防をウォーキングやサイクリングロードとして利用される人の休憩所として、四阿を設置。四阿に立ち止まり、木津川の自然環境に触れる機会としている。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 長期的展望 : 利用者数の増減が見られる中で一部返還も行いつつ、自然との共生を図っていく。 利用者への環境保全の周知 : 受付時の周知として、ゴミを出さない、グラウンド以外に立ち入らない等啓発を行っている。 環境イベント等 : (公財)久御山町文化スポーツ事業団が主催し、町内在住の小学生などを対象とした教室を春から秋にかけて実施している。 その他 : 利用者が清掃活動等を行っている。 	
その他	特になし	

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地は運動広場として整備されている。下流部分は草地の状態である。 ・ 下流部の水際は、砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が带状にみられる。 ・ 周辺の草地には、オギやチガヤ、クズのほか、外来種のセイタカアワダチソウも少なくない。占用地の周囲には、チガヤ草地が目立つ。 ・ 上流側は前面から上流にかけて砂州が形成され、セイタカヨシなどが見られる。 ・ 占有地の対岸は水際に河原裸地が形成されており、背後にはセイタカヨシ、ヤナギなどが見られる大規模な砂州が広がっている。 ・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。 ・ 背後地は、上流部の国道1号沿いは住宅地や工場であるが、下流部周辺はほとんどが農地である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。 ・ 占用地の下流部分の草地状態の区域は、オギ群落なども見られ、鳥類にとって重要な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：10～20m ・ 下流部分の河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。 ・ 上流部分も自然河岸で、砂州が形成されている。 ・ 高水敷の端部には柵が設置されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5m ・ 冠水実績：近年の冠水頻度は減少しているものの、高山ダムの放流量により、R1、R2、R5に冠水している。
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央部から下流部は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 河川内を利用する生物への影響を緩和するため、バッファゾーンとなる河畔林などではできるだけ保全することが望まれる。 ・ 砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	33. 木津川河川 敷運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	--------------------	----------	------	------	------	----	---

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

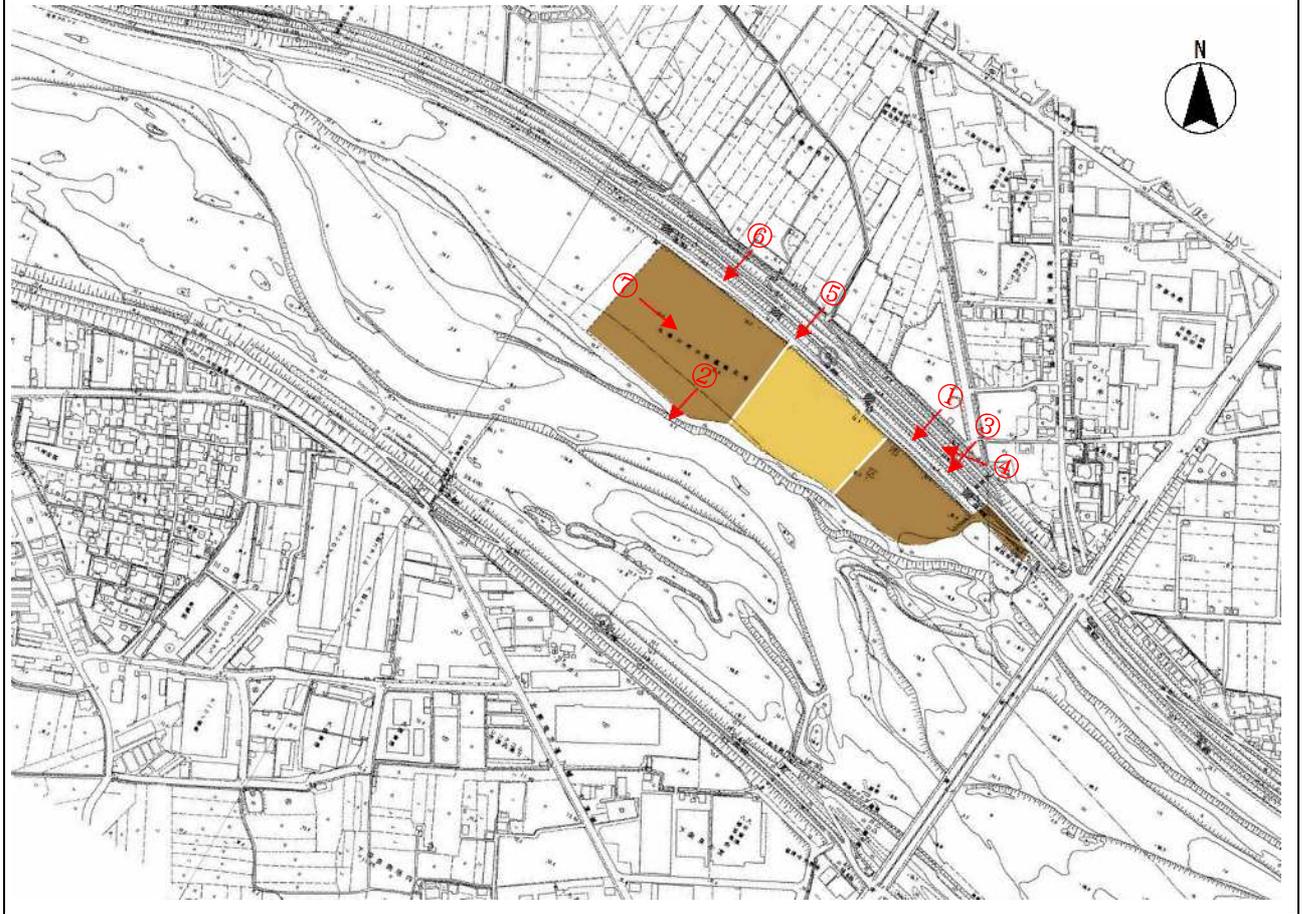
ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

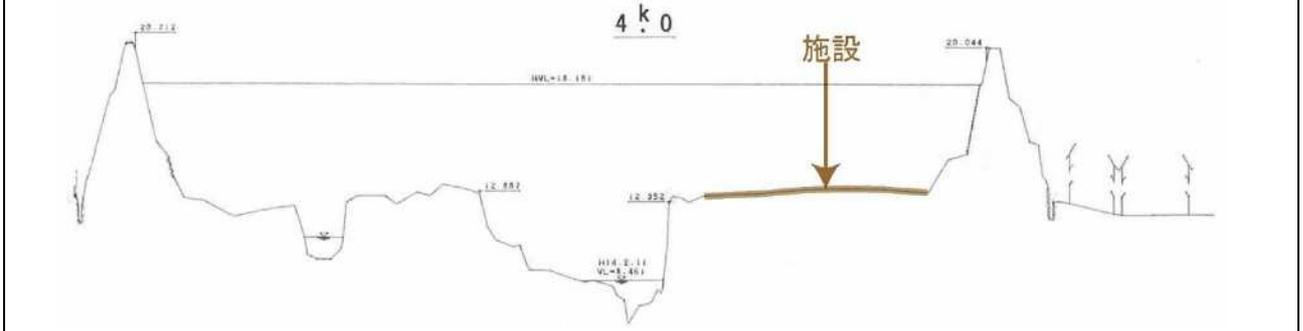
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

(平面図)



(断面図：4.0k)



① トイレ



令和6年8月7日撮影

② 水際の状況



令和6年8月7日撮影

ランク：A

番号	33. 木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	久御山町	場所	右岸 3.8k-40m～3.8k+150m 4.2k-137m～4.2k+80m
----	----------------	------	------	------	------	----	---

(写真撮影者：占有者)

③ 占用に関する看板



令和6年8月7日撮影

④ 上流側より全景



令和6年8月7日撮影

⑤ 府占用区域と町占用区域の境界



令和6年8月7日撮影

⑥ サッカーゴール



令和6年8月7日撮影

⑦ 球技場全景



令和6年8月7日撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:33木津川河川敷運動広場)

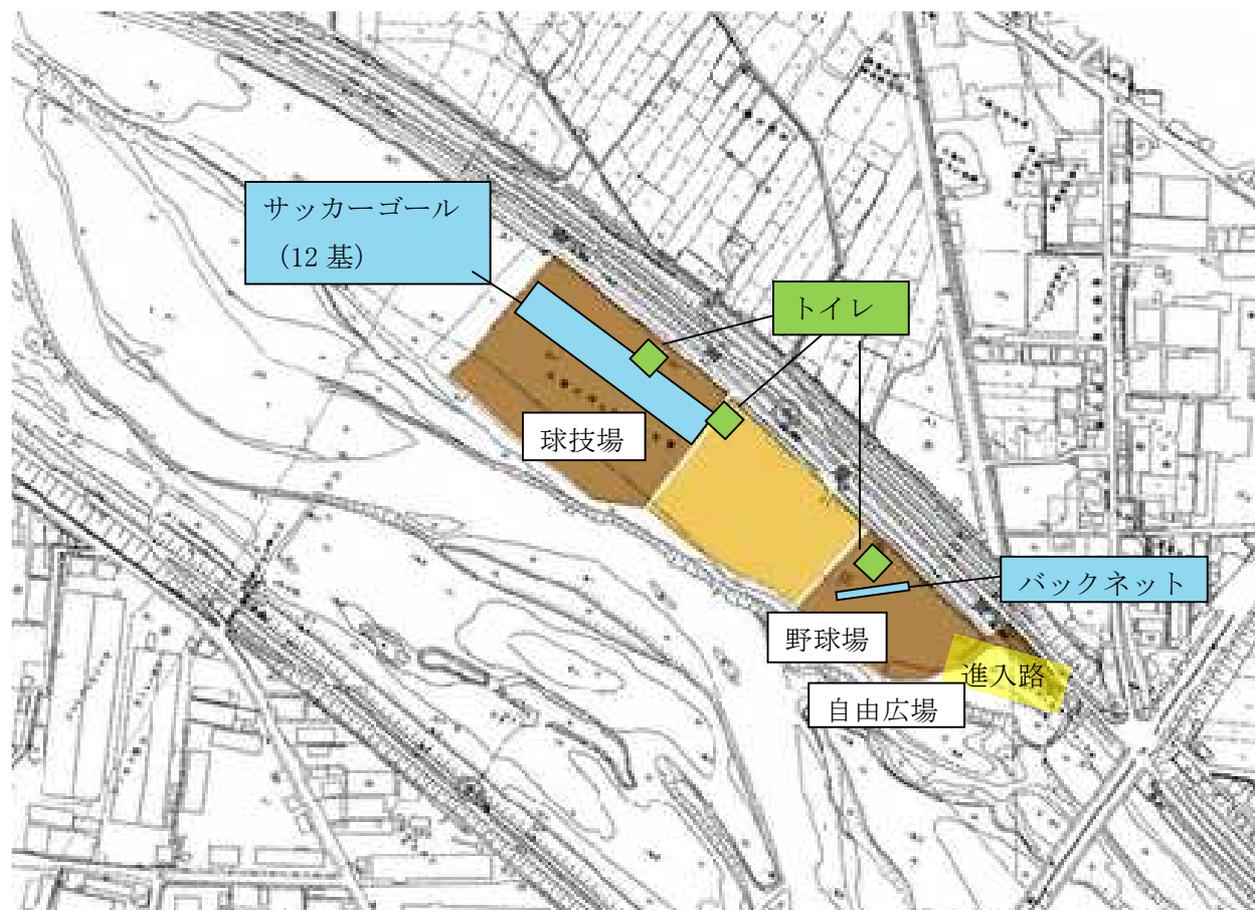
No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			久御山町第5次総合計画及び都市計画マスタープランにて以下のように位置づけている。「スポーツ・レクリエーションの場を確保するため、引き続き木津川河川敷運動広場の活用を進めます。」			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		遊樂場等での防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			京都府が球技場をドクターヘリの発着場として指定している。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地上において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			具体的な計画はないが、別事業に関連しての検討は始めている。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・クラウンドを親水公園に変更等 ・河川敷内で場所移動			自然災害による河岸の浸食から利用者の安全を守っていくためには、河岸からの十分な離隔距離を確保する中で運動広場として提供していくべきであり、原状を確認した上で、占用面積の縮小など必要に応じて対応していきたい。			○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			庁内で検討したものの、まだまだ具体性に乏しい。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的が「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			京都府が占用している部分については、「広く府内在住者の利便性の向上を図る」、「少年の利用を優先」と位置付け、使用料を免除しており、利用者の大多数を久御山町外の方が占めている。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			利用申請をすれば誰もが利用できる。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用できる	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			運動広場としての利用がされており、占用目的に合致している。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			できていない。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			占用地の下流部分の草地状態の区域は、オギ群落などが見られ、ヤマガタなどの小型鳥類にとって重要な場所となっている。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか		看板などにより、注意喚起を行っている。	占用地においては、冠水記録がある。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 33木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			占用区域と河川流水部との間には緑地帯があり、草や柳などが茂っている。		○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			水際への人口的な改良(はし)しておらず、占用区域では除草等の管理を専門業者により3回/年実施している。		○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14		施設利用者(占用区域及びその付近の自然環境)に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	占用地の近くに危険場所がある場所等に関する情報発信、注意喚起を行っている。		自然環境に関する情報発信において、看板設置などを行っているが、実現には至っていない。		○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	スポーツ・レクリエーションの場として活用され、計画上も位置付けられていることが確認できた。環境教育に関することも取り組まれているということも継続されたい。 観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいという点で評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。	前回の委員会以降も継続して、木津川周辺に生息する生き物等の観察会を実施。また、堤防をウォーキングやサイクリングロードとして利用される人の休憩所として四回を設置。四阿に立ち止まり、木津川の事前環境に触れる機会としている。	小学生以上を対象に、木津川観察会等の活動を実施している。(公財)久御山町文化スポーツ事業団)		○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			設置されていない。		○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			区域外は使用していない。		○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			支障となっていない。		○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			利用申請時に指導をしており、迷惑となる利用は見受けられない。		○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			定めている。		○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			定めはしないが、利用者に啓発チラシを配布している。		○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか			周知している。		○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

○利用実態に係る図面



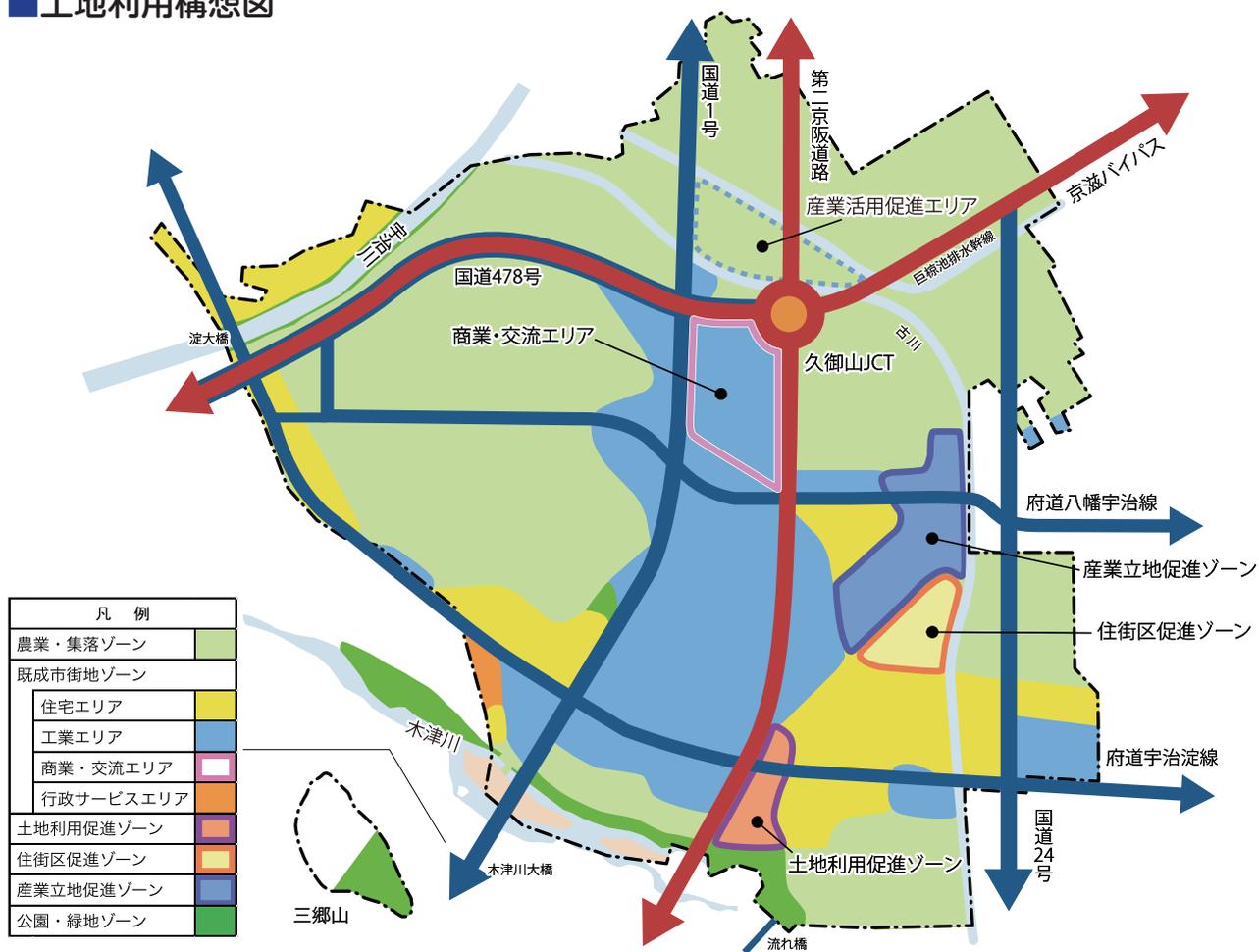
○利用者数の把握方法

- ・予約申請書に記載された利用人数を集計

○連絡調整を行った機関について

- ・建設課
建設計画係：自然観察プログラムについて確認
建設工事係：復旧工事内容について確認
- ・生涯学習応援課
生涯学習応援係：占用地の運用について確認
- ・(公財)久御山町文化スポーツ事業団
ゆうホール：自然観察プログラムについて確認

■土地利用構想図



基本構想



久御山ジャンクション

第4節 公園・緑地

課題

- ◆ 公園・緑地は、子どもからお年寄りまで地域住民がふれあえるコミュニティの場として、重要なオープンスペースです。また、災害時における避難場所や延焼防止など防災機能を有する場としても非常に重要であり、計画的な配置・整備が必要です。
- ◆ 安全で快適な公園の利用を確保するため、老朽化傾向にある公園の計画的な改修・整備が必要です。
- ◆ やすらぎを提供する場として、公園・緑地の美観の保全・向上を図るため、地域の住民とともに公園の清掃・維持管理を行い、公園に対する愛着・美化意識の高揚を図ることが必要です。

基本方針

- ◆ 地域住民の憩い・ふれあいの場の創出と防災空間としての機能等を確保します。
- ◆ 住民とともに適切な維持管理を推進します。

基本計画

1 公園・緑地の整備

- ① 久御山中央公園については、町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として機能充実を図り、施設改修を推進します。
- ② 地域住民のニーズに応じた身近で個性あふれる公園となるよう、公園改修やポケットパークなどの整備を推進します。
- ③ 緑の基本計画を策定し、公園・緑地の体系的整備やネットワーク化、緑化重点地区の計画的整備等を推進します。
- ④ 開発地域においては、適切な公園・緑地の整備を促進します。
- ⑤ 安全で快適な公園として利用できるよう、公園施設の適切な維持管理と安全管理に努めます。

2 河川緑地の整備

- ① 古川流域の緑化推進など、環境に配慮した親水空間の整備を促進します。
- ② スポーツ・レクリエーションの場として、木津川河川敷運動広場の利用を進めます。
- ③ 快適な遊歩道や緊急時の通路として、都市下水路管理用道路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用促進を図ります。
- ④ 貴重な自然環境を有する宇治川や木津川、淀川等の保全と活用を図り、治水・環境に十分配慮した地域づくりを促進します。

3 住民との協働による緑化活動の促進

- ① やすらぎの場として、公園の清掃、維持管理を住民と連携して進めます。
- ② 緑豊かで快適な環境づくりとして、緑を守り育てる運動を促進します。

【めざす目標】

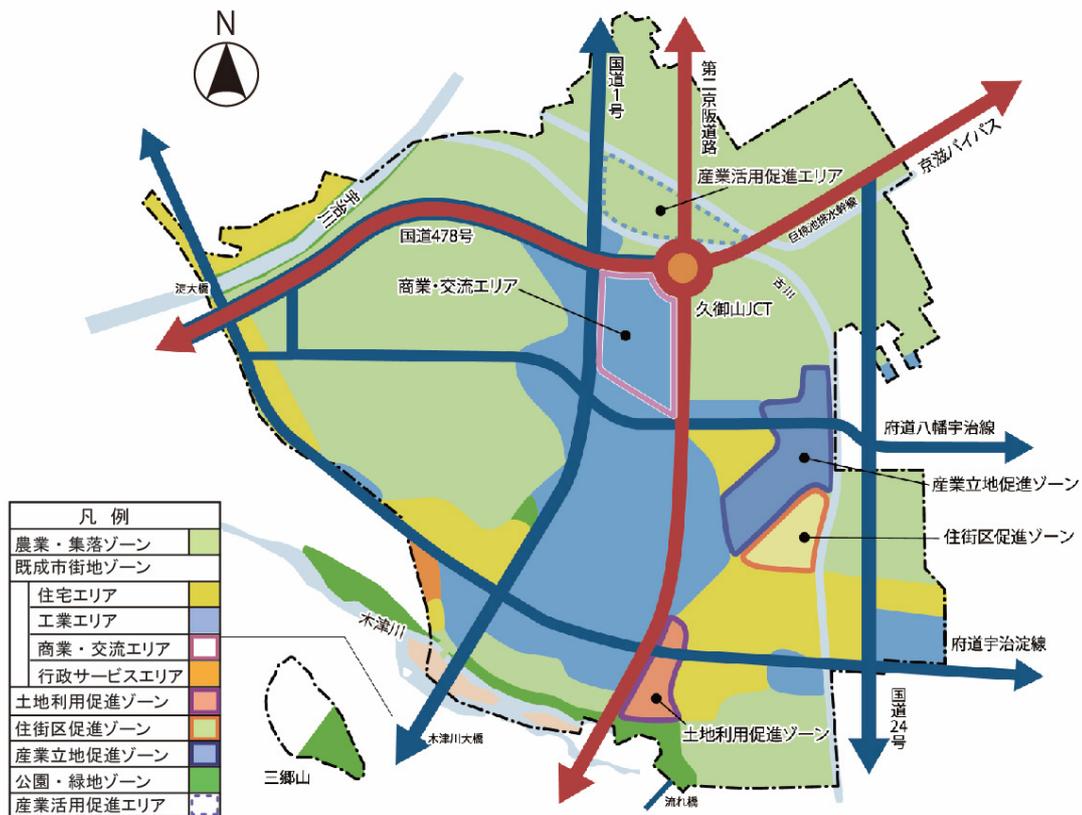
内容 公園設置数	現状 42(H26)	中間年度(H32) 45	目標年度(H37) 47
内容 住民ひとり当たり 公園面積	現状 4.37㎡(H26)	中間年度(H32) 4.73㎡	目標年度(H37) 4.79㎡

第2章 久御山町を取り巻く環境とまちづくりの課題

エ 土地利用構想

将来の土地利用については、大都市近郊で展開される農業を行うための農地を保全するとともに、京滋バイパスや第二京阪道路などの広域幹線道路による地域特性を活かした産業活動を活性化するための土地利用をめざします。また、人口減少社会の中、地域のコミュニティを維持するとともに、子育て世代の転出を抑制するため、定住性を高めるための土地利用を促進するものとしています。

■ 土地利用構想図



(4) 公園・緑地等の整備方針

【基本方針】

○既存の緑の保全と新たな緑の創出により、水と緑のネットワークを形成すると共に住民・事業者・行政等が連携して都市緑化を推進します。

【整備方針】

＜良好な市街地形成ゾーン＞

- ・市街化検討ゾーン内の開発地域においては、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画制度を活用し、良好な公園・緑地の整備を要望・検討します。
- ・久御山中央公園については、町のふれあい交流拠点となる中心的な公園として、施設改修による機能拡張・充実を図ります。
- ・住街区促進ゾーンでは、総合体育館・町民プールなどの既存公共施設と一体となった良好な公園・緑地の整備を検討します。
- ・快適な遊歩道や緊急時の避難路として、都市下水路管理用道路を活用した水と緑の回廊の適切な維持管理と利用を推進します。
- ・住民のやすらぎやふれあいの場とともに、防災空間としての機能等を確保するため、公園改修やポケットパークなどの良好な公園・緑地の整備を推進します。

- ・本町の緑に関する総合的な計画である「緑の基本計画」を策定し、公園、緑地の体系的整備やネットワーク化、緑化重点地区の計画的整備等を推進します。
- ・地域ふれあい型の小規模公園やポケットパークを計画的に整備します。
- ・貴重な自然環境を有する宇治川や木津川等の保全と活用を図り、治水機能・環境機能に十分配慮した地域づくりを推進します。また、流れ橋や前川および古川流域など地域の自然的・歴史的資源を活かし、住民が自然や水と親しめる環境に配慮した水辺環境の整備を検討します。
- ・スポーツ・レクリエーション施設として、引き続き、木津川河川敷運動広場の有効活用を図ります。
- ・広域的な利用や住民の健康増進を図るため、府民スポーツ広場については、引き続き施設の有効活用を要請します。
- ・安全で快適な公園であり続けるよう清掃や維持管理を住民と連携して行い、良好な公園・緑地の整備を推進します。
- ・緑豊かで快適な環境づくりとして、緑を守り育てる運動を推進します。

■ 公園・緑地の整備方針図



凡		例		
既成市街地ゾーン	住宅エリア		都市公園	
	工業エリア		主な公園（既設）	
	商業・交流エリア		主な公園（構想）	
	医療・福祉・交流エリア		産業立地促進ゾーン	
	行政サービスエリア		住街区促進ゾーン	
公園・緑地ゾーン		土地利用促進エリア		
水と緑のネットワーク		産業活用促進エリア		
良好な市街地形成ゾーン		将来市街化検討エリア		
		市街化検討ゾーン		

今年の春は
家族や友だちと
新しい事に挑戦!

小学生 対象 教室



4/2(火) 受付開始の教室

花と野菜を育てる教室

日時 4/20(土) 10:00~11:00
費用 300円【先着10名】
対象 町内在住・在学の小学生以上
(小学1~3年生は保護者同伴)



夏野菜の
種まき

受付開始 4/2(火)

小学生ものづくり教室

日時 4/28(日) 10:00~12:00
費用 200円【先着12名】
対象 町内在住・在学の小学生



ペットボトル
キャップで
オリジナル
マグネット

受付開始 4/2(火)

4/2(火) 受付開始の教室

ケリを観にいこう!

日時 5/11(土) 9:00~12:00
費用 100円【先着12名】
対象 町内在住・在学の人
(小学生以下は保護者同伴)



日本野鳥の会会員の
レクチャーで
町の鳥「ケリ」を探しに
いきます

受付開始 4/2(火)

5/2(木) 受付開始の教室

木津川観察会

日時 5/18(土) 9:00~12:00
費用 100円【先着15名】
対象 町内在住・在学の小学生以上
(小学3年生以下は保護者同伴。
親子大人だけの参加可)



川の流れや石ころ、
生きものなどを
観察します

受付開始 5/2(木)

小学生ものづくり教室

日時 5/25(土) 9:00~12:00
費用 200円【先着12名】
対象 町内在住・在学の
小学生



コットンボールで
飾りを作ろう

受付開始 5/2(木)

6/2(日) 受付開始の教室

歩き遠足 (西宮名塩~廃線跡コース)

日時 6/9(日) 9:00~15:00
費用 100円【先着15名】
対象 町内在住・在学の人
(小学生以下は保護者同伴)



新緑の
JR福知山線の
廃線跡を
歩きます

受付開始 6/2(日)

おもしろサイエンス

日時 6/16(日) 10:00~11:30
費用 無料【先着8名】
対象 町内在住・在学の小学生
(小学3年生以下は保護者同伴)



顕微鏡で
ミクロの世界を
みてみよう

受付開始 6/2(日)



申し込み方法

本チラシの受付開始の教室を参考に
毎月発行している町広報紙により
お申し込みください。

久御山町ふれあい交流館

ゆうホール

TEL 0774-45-0002 FAX 0774-46-5610

開館時間: 午前9時から午後10時まで 休館日: 毎週月曜日(祝日の場合は開館)/12月28日から1月4日
〒613-0031 久御山町佐古外屋敷235番地 e-mail: youhall@kumiyama-bunka-sports.jp



木津川観察会



〈日時〉 令和6年5月18日（土）※雨天や河川増水の場合は中止します。

午前9時～正午

〈場所〉 木津川 流れ橋付近

〈内容〉 木津川（流れ橋周辺）へ行き、自然観察をします。

〈行程〉 午前 9時00分 ゆうホールに集合・出発（徒歩で木津川に向か
います。）

午前 9時45分 木津川に到着、観察をはじめます。

（※ 魚、エビ、昆虫や植物・鳥などを観察）双眼鏡は準備します。

午前11時15分頃 ゆうホールに帰ります。

正午 ゆうホールに到着

〈服装〉 動きやすい服装と運動ぐつで参加してください。

（ビーチサンダル等は、危険です。はいてこないでください。）

〈持ち物〉

・水とう、タオル、帽子等暑さ対策をしてください。

〈その他〉

※中止する場合は**午前8時30分**に決定し、こちらから電話連絡をします。

〈問い合わせ先〉 ゆうホール 0774-45-0002

久御山町三二統計書

(令和5年度版)



久 御 山 町

京都府からみた久御山町

項 目	単 位	久御山町	京 都 府	府 比 (%)	順 位	調 査 年 月 日	資 料
総面積	km ²	13.86	4,612.20	0.3	24	R4.10.1	国土交通省国土地理院 「全国都道府県市区町村別面積調」
総人口	人	14,987	2,550,404	0.6	19	R4.10.1	京都府 「推計人口調査」
世帯数	世帯	6,458	1,205,375	0.5	19	〃	〃
1世帯当たり人員（一般世帯）	人	2.32	2.12	—	15	〃	〃
人口密度	人 / km ²	1,081.3	553.0	—	10	〃	〃
就業人口	人	7,990	1,296,738	0.6	19	R2.10.1	総務省 「国勢調査」
販売農家数	戸	260	13,616	1.9	13	R2.2.1	農林水産省 「農林業センサス」
経営耕地面積	ha	363	18,440	2.0	14	〃	〃
事業所数	事業所	1,518	110,564	1.4	13	R3.6.1	総務省・経済産業省 「経済センサス-活動調査」
事業所従業者数	人	24,322	1,148,970	2.1	9	〃	〃
製造業事業所数	事業所	247	3,952	6.3	3	〃	〃
製造品出荷額等	百万円	263,757	5,270,360	5.0	5	〃	〃
商業事業所数	事業所	276	21,506	1.3	15	〃	〃
年間商品販売額	百万円	200,783	7,887,511	2.5	3	〃	〃
普通会計決算額（歳入）	千円	8,682,006	1,547,264,526	0.6	19	R5年度	京都府自治振興課 「市町村決算統計資料」
普通会計決算額（歳出）	千円	8,267,129	1,511,505,907	0.5	19	〃	〃
職員数	人	238	30,696	0.8	18	R5.4.1	京都府自治振興課 京都市行財政局人事課
選挙人名簿登録者数	人	12,453	2,083,234	0.6	19	R5.9	京都府選挙管理委員会事務局

1 土地

① 地区別面積

令和5年1月1日現在

(単位：ha)

地区名	面積	地区名	面積
総面積	1386.0	森	135.2
大橋辺	13.5	野村	60.5
北川顔	25.3	佐山	163.4
藤和田	31.0	佐古	118.5
島田	50.1	うち三郷山	28.3
坊之池	64.0	林	63.7
中島	62.8	市田	242.1
西一口	19.0	田井	65.7
東一口	134.4	下津屋	65.7
相島	50.8	栄	20.3

注) 各地区の面積は、総面積を課税面積で按分して算出した数値

資料：税務課

② 地目別面積

各年1月1日現在

(単位：千㎡)

	総面積							
	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	
令和3年	12,769	4,533	1,204	3,566	4	194	1	3,267
令和4年	12,767	4,527	1,203	3,564	4	194	1	3,274
令和5年	12,767	4,523	1,199	3,569	4	194	1	3,277

資料：税務課（固定資産概要調査）

2 人口

① 人口・世帯数の状況

各年10月1日現在

(単位：人、世帯、人/㎢)

	人口			世帯数	1世帯当たり人員	人口密度
	男	女				
平成17年	16,610	8,169	8,441	5,818	2.84	1,198.4
平成22年	15,914	7,780	8,134	5,870	2.69	1,148.2
平成27年	15,805	7,699	8,106	6,216	2.51	1,140.3
令和2年	15,250	7,432	7,818	6,322	2.38	1,100.3

注) 1. 人口密度は、町の面積を13.86㎢で算出

資料：企画財政課（国勢調査）

2. 1世帯当たり人員は、一般世帯を対象とした数値

② 年齢3区分別人口の状況

各年10月1日現在

(単位：人、%)

	人口							
		年少人口		生産年齢人口		老年人口		年齢不詳
		0~14歳	構成比	15~64歳	構成比	65歳以上	構成比	
平成17年	16,610	2,377	14.3	11,316	68.1	2,917	17.6	-
平成22年	15,914	2,263	14.2	10,117	63.6	3,531	22.2	3
平成27年	15,805	2,022	13.1	8,883	57.6	4,510	29.3	390
令和2年	15,250	1,779	11.7	8,533	56.0	4,938	32.4	-

注) 令和2年度は不詳補完値による。

資料：企画財政課（国勢調査）

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 当該施設は水衝部にあり、出水規模によっては占用地が侵食・崩壊する恐れがある
- ✓ 冠水頻度の高い場所は運動施設には適さず、生物にとっては重要な生息場となり得るので、部分的でも占用を解除するという申し出は非常に結構なことである
- ✓ 河道側にある施設は崖地に近く危険である。施設配置の入れ替え等検討されたい
- ✓ 運動施設としての利用がなくなった際は、植生遷移を調査し把握することが重要
- ✓ 行政による調査だけでなく、NPOや市民との連携が重要

平成17年 委員会

- ✓ 返却される占用施設の今後の利活用の方向性について委員会で議論したい
- ✓ スポーツ利用についても、都市計画担当、教育委員会、環境担当などが協力し合い、幅広い議論を行ってほしい
- ⇒ 自然観察等について、社会教育分野で年間を通じ活動を展開している。河川敷でも野鳥の会に講師を依頼したり、野草摘みなどの活動を行っており、継続していきたい
- ✓ 占用地区縮小の方向性については、今後、考えていくということが良いか？
- ⇒ 報告性としては理解しているが、現実問題として厳しい面がある
- ✓ 当該地を将来に向けて自然環境教育の場として活用していくことを見据え、河川敷ならではの活用の具体について検討されたい
- ✓ 将来に向けての展望を持ち、自然とのふれあいの場としての活動の実践、あるいは堤内地での代替施設の確保等について検討されたい
- ⇒ 町内の地形的制約から、堤内側での新たなスポーツ施設の確保は困難である
- ⇒ 今回返却する区域以上に、段階的な返却を行っていくことも困難である
- ⇒ 財政的な問題から、施設の位置の入れ替え等を行うことも困難である
- ✓ 町として取り組みを行っていることについては理解できるが、占用施設をどのように活用していくのか、返却する区域との兼ね合いも含め、将来的にどのようにしていくのかをきちんと検討されたい

47

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、河川環境の保全再生に配慮すること
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と広場が調和したものとなるよう管理している
- ✓ 関係機関と連携のうえ、自然教育の場としての活用や親水機能を持った施設とするなど川と人のつながりを重視した取り組みも行うこと
- ⇒ 水際部については人工的な改変や施設整備を行う予定はない
- ⇒ 親子科学教室や木津川観察教室など、水辺の生物について知ってもらう取り組みを継続して実施していく予定

平成21年 委員会

- ✓ 自然教育の場、親水機能の拡充など、人と川とのつながりを重視してほしい
- ✓ 訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親しんでもらえるような取り組みを考えてほしい
- ⇒ 文化スポーツ事業団の主催による観察教室や自然探訪教室などを展開している
- ✓ 冠水の影響など、費用対効果を考慮した施設の適切な配置等を考えてほしい
- ⇒ 将来構想として代替地も検討していくが、現状では適地がなく、占用を継続したい
- ✓ 占用地下流の「淀生津」は水衝部であり、今後も住民が洪水に対する危機感を持っているということに配慮したうえで、利活用方法を考えてほしい
- ✓ 河川公園が周辺の治水機能に支障を及ぼさないよう、十分に配慮してほしい
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と運動広場利用者の調和がとれる維持管理を行っている。現状の利用形態を継続したい

48

■過年度審議結果のレビュー

平成24年 委員会

- ✓ チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるので、その内容等について質を高めるよう努められたい
- ✓ 自然環境教室のチラシには担当者(責任者)の名前を明示するなど、開催にあたって責任を持って実施されたい
- ✓ スポーツ目的の来訪者に対しても、ヌートリアなどの外来種に関する知識や河川環境に興味を持ってもらえるような取り組みを進められたい
- ⇒ 文化スポーツ事業団が主催して自然観察教室などを展開している

平成27年 委員会

- ✓ 2つの自治体が、隣接する同一箇所を占用する必要性を明確にされたい
- ✓ 今後の河岸侵食に備え、占用箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい
- ✓ 河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者数や、参加者の感想などについても把握されたい

49

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

- <共通事項>
- ✓ 草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる
 - ✓ 今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる
 - ✓ 占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい
 - ✓ さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい

- ✓ 河川レンジャー等の組織と連携した環境学習に関する取組みを、今後も継続されたい
- ✓ 災害復旧時の土砂の持ち込みを最小限とするなど、過年度の指摘が守られており評価できる

50

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

＜共通事項＞

- ✓ 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。
- ✓ 草地については、草刈りが適正になされており良好である。
- ✓ トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。
- ✓ 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際には安全管理に配慮されたい。
- ✓ スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。

- ✓ 河岸の浸食が進んでいることを危惧している。ガードパイプの外側に占用地が及んでいるが、浸食により利用可能な範囲が縮小することもあるのを留意されたい。
- ✓ 占用地の近くに危険場所がせまっている場所など、利用者に周知することも必要。
- ✓ スポーツレクリエーションの場として活用され、計画上も位置付けられていることが確認できた。環境教育に関しても取り組まれているということで継続されたい。
- ✓ 観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいということで評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。

35.京都府木津川運動広場

記入者： 京都府山城北土木事務所 施設保全課

ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	---------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	
現在の 利用形態	・野球場 1 面	都市計画 の有無	無し
占用面積	14,668.68 m ²	付帯施設等	バックネット (軟式野球場外周部) 1 基
許可の経緯	<当初許可> S57.12.13 <許可期限> R8.3.31	利用者数	令和元年度 5,330 人 令和2年度 4,985 人 令和3年度 6,670 人 令和4年度 5,802 人 令和5年度 6,525 人
堤内地・ 堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の 土地利用の 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・久御山町にあつては都市化が進む中で、農地の保全に努め都市近郊に特徴的な野菜生産が盛んに営まれており、耕作放棄等による広大な未利用地は確認できない。 ・R4 京都府統計書：久御山町面積 13.86 km²、農地 5,752 千 m² (R2 国勢調査：15,250 人) ・久御山町は国道 1 号、第 2 京阪道路、京滋バイパス等の主要道路でネットワークされており、その利便性から商工業への土地利用も多い。 ・上記のとおり、京都府内でも比較的狭隘な久御山町で、グラウンドを確保できるほどの一体地となった遊休地の確保は困難な状況である。 ・占用地の上流側及び下流側は共に、久御山町による占有がなされており、本件占用地と一体となった運動広場としての活用がされている。 		
関連諸計画 における 占用地の 位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・本広場は、「久御山町第 5 次総合計画 (H28.3)」及び「久御山町都市計画マスタープラン」では、久御山町占有施設と共に、公園・緑地ゾーンに位置づけられている。 ・地域防災計画における位置づけはない。風水害時には冠水となるため避難地としては不適。 		
その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・府南部地域の人口急増の中、地域住民の強いスポーツ施設拡充を求める声に応える久御山町の要望に対応するため、占用許可を受け、昭和 58 年 7 月 26 日から開設した。 ・久御山町が設置した隣接の野球場、サッカー場と一体的に利用され、本件施設の管理、利用調整も同町に委託している。 ・「広く府内在住者の利便向上を図る」「少年の使用を優先する」として利用を無料とするなど、町が設置している運動広場と性格を異にしている点がある。そのため、利用者の大多数が久御山町民以外となっている。 ・平成 22 年から令和 5 年の間では平成 22 年と 27 年を除き毎年洪水で冠水している。 ・令和元年度から令和 5 年度に台風等により影響を受けたため補修を行った。 		

ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	---------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 昭和 58 年の設置以来、本広場は多くの府民が利用し、1 府民当たりの都市公園面積が少ない府南部地域にあって、スポーツ振興の一翼を担っており、かつ緑に親しむ府民の憩いの場として広く利用されている。 利用者の数値的な目標は設定していないが、毎月のように大会がある。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 管理主体及び管理規則の有無： 施設管理及び利用に係る調整は久御山町に委託し、隣接の同町河川敷運動広場と一体的な管理、運営を行っている。 管理内容：日常的な管理は久御山町が行っており、除草関係については同町関係団体が 10 回/年実施し、また 3 回/年程度は専門業者に除草させ、スポーツ利用者のみならず、一般利用者、地域住民も河川に親しめるよう河川環境の保全に努めている。(除草剤の散布は行わない。) 洪水時には久御山町と協同して、移動式トイレ・バックネット・看板を久御山町役場駐車場へ移動、サッカーゴールは法面上部へ移動する。また、年に一度、出水期を前に撤去訓練等を実施している 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 利用規則の有無 : 有 施設の管理等の受託者久御山町条例の「施設の設置及び管理に関する条例の施行規則」 排他独占利用の有無 : 無 申請内容と異なる利用等 : 有 例年、消防団隊などにより水防、消防訓練等に利用 	
前回審議の 意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> 川の浸食に気を付けられたい。ガードパイプの外側に占用地が及んでいるが、浸食が進んでいる箇所がある。 占用地の近くに危険場所がせまっている場所など、周知することも必要。 スポーツ・レクリエーションの場として活用され、計画上も位置付けられていることが確認できた。環境教育に関しても取り組まれているということで継続されたい。 観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいということで評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 現地に注意喚起の看板を設置し、周知している。また、木杭・ロープによる立入防止のための仮柵を設置。 前回の委員会以降も引き続き、府が管理を委託している久御山町が、生息する生き物等の観察会を実施。
環境保全 に向けて 申請者の 取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所では、道路や河川等の整備において環境との調和を視野に入れた取り組みを進めている。特に、河川整備では、間伐材等の自然素材を活用した水生生物にやさしい工法等、生態系に配慮した整備を行っている。 当該占用地における取り組みとしては、管理・運営を久御山町に委託しており、町と協力しながら、町の河川敷運動広場と一体的に対応することとしている。 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	

ランク：A

番号	35. 京都府木津川運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	----------------	------	------	------	-----	----	---------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地は運動広場として整備されている。 ・ 上下流は木津川河川敷運動広場で、さらに下流部分は草地の状態である。 ・ 水際は砂州や湿生の草地となっているほか、ヤナギ類などの河畔林が帯状にみられる。占用地の周囲には、チガヤ草地が目立つ。 ・ 占有地の対岸は水際に河原裸地が形成されており、背後にはセイタカヨシ、ヤナギなどが見られる大規模な砂州が広がっている。 ・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所である。 ・ 占用地の下流部分の草地状態の区域は、オギ群落なども見られ、鳥類にとって重要な場所である。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：10～20m ・ 河岸は自然河岸であるが、流水に洗われた状態で急峻で、前面の水域は深い。 ・ 高水敷の端部には柵が設置されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5m ・ 冠水実績：近年では、平成23年から令和5年間では、平成27年を除き毎年洪水で冠水している。
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 対岸の砂州部が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	---------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

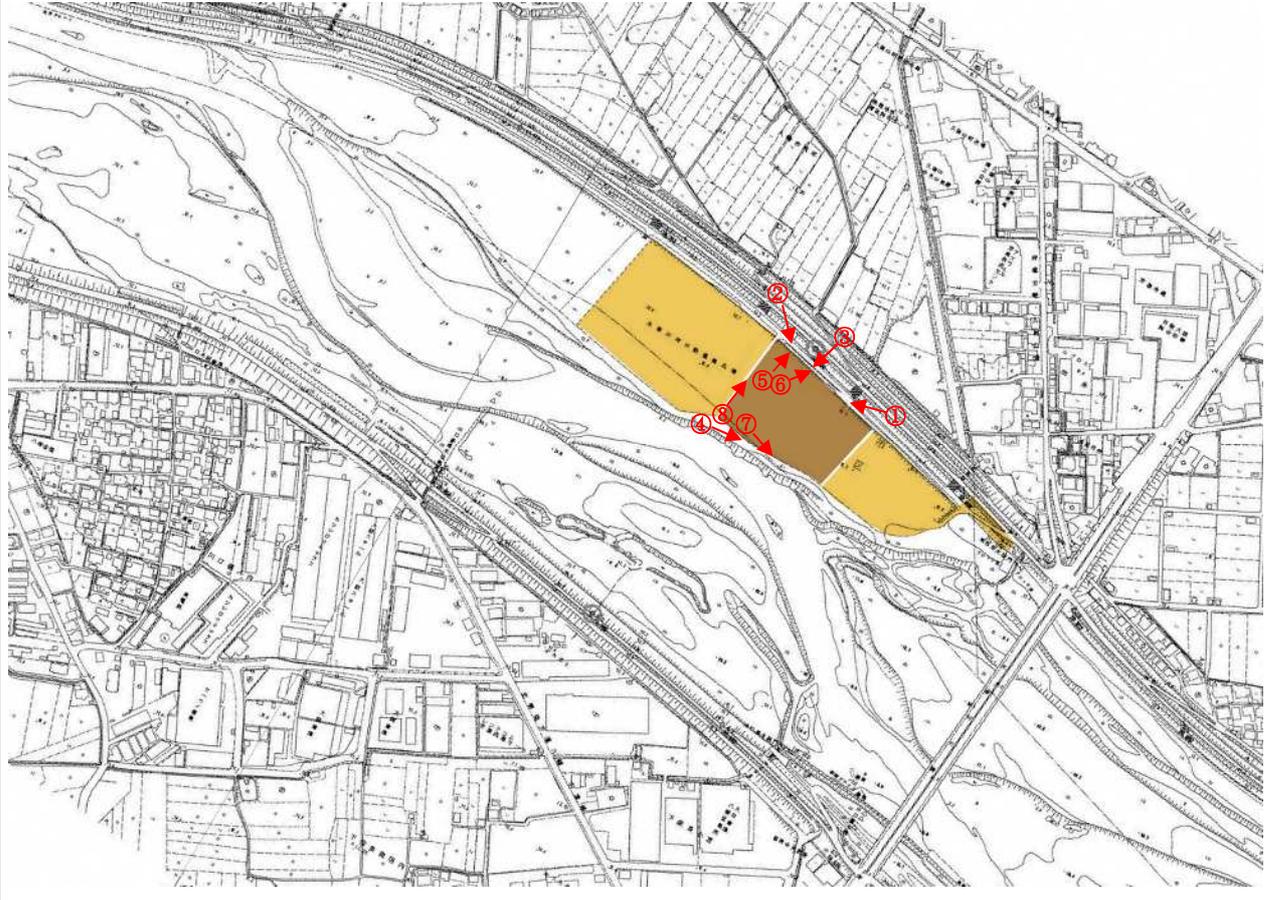
ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	---------------------------

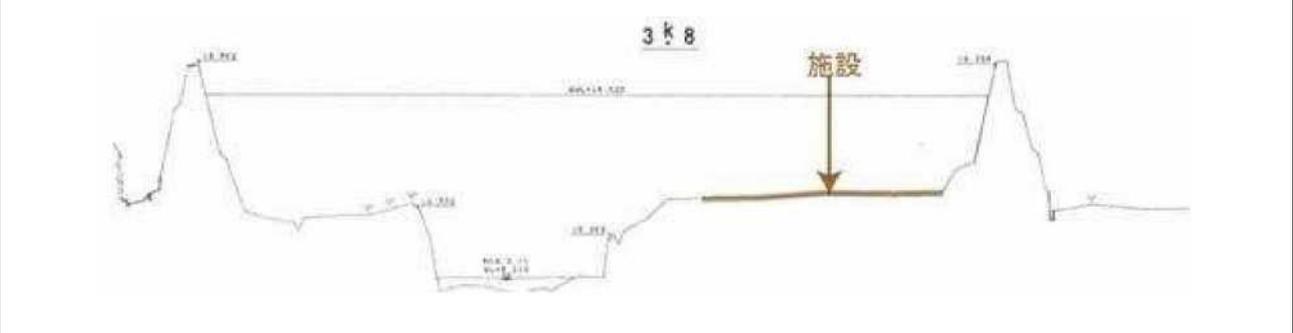
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)

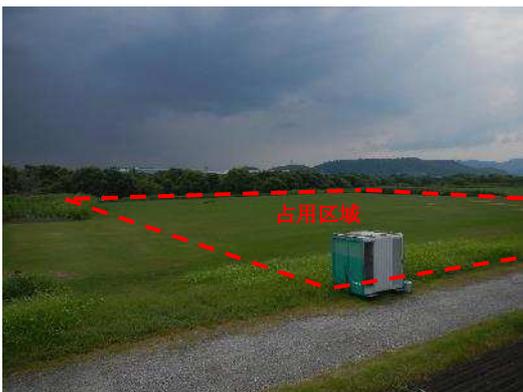
(平面図)



(断面図：3.8k)



①下流側より占用地遠景



令和6年8月5日撮影

②上流側より占用地遠景



令和6年8月5日撮影

ランク：A

番号	35. 京都府木津川 運動広場	占用 目的	運動広場	許可受者	京都府	場所	右岸 3.8k+160m～ 4.0k+90m
----	--------------------	----------	------	------	-----	----	---------------------------

(写真撮影者：占用者)

③河川占用許可標識



令和6年8月5日撮影

④水際部



令和6年8月5日撮影

⑤バックネット



令和6年8月5日撮影

⑥ベンチ



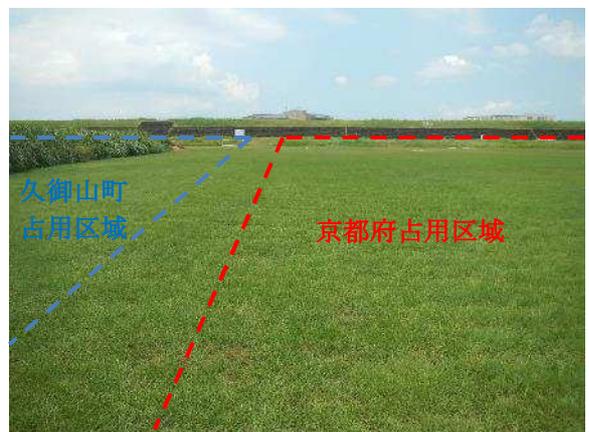
令和6年8月5日撮影

⑦ガードパイプ



令和6年8月5日撮影

⑧久御山町占用地との境界部



令和6年8月5日撮影

【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:35京都府木津川運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等					○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等					○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか					○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等					○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す					○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか					○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか					○:公平に利用できる △:公平に利用できない 場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか					○:合致している △:合致していない 場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか					○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等					○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか	川の浸食に気を付けられた い。ガードパイプの外側に占用 地が及んでいるが、浸食が進 んでいる箇所がある。	現地に注意喚起の看板を設 置し、周知している。また、木 杭・ロープによる立入防止の ための仮柵を設置。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)

記入者: 山城北土木事務所 施設保全課

●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称: 35京都府木津川運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過度意見	過度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	河川保全利用委員会の意見	評価区分	備考
12		施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過度意見					○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等						○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14		施設利用者による占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等	過度意見	現地に注意喚起の看板を設置し、周知している。また、木杭・ロープによる立入防止のための仮柵を設置。				○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	スポーツ・レクリエーションの場として活用され、計画も位置付けられていることが確認できた。環境教育についても取り組まれているということも継続されたい。 観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいということとで評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。					○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか						○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等						○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか						○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等						○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか						○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか						○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか						○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成16年 委員会

- ✓ 当該施設は水衝部にあり、出水規模によっては占用地が侵食・崩壊する恐れがある
 - ✓ 冠水頻度の高い場所は運動施設には適さず、生物にとっては重要な生息場となり得るので、部分的でも占用を解除するという申し出は非常に結構なことである
 - ✓ 河道側にある施設は崖地に近く危険である。施設配置の入れ替え等検討されたい
 - ✓ 運動施設としての利用がなくなった際は、植生遷移を調査し把握することが重要
 - ✓ 行政による調査だけでなく、NPOや市民との連携が重要
 - ✓ 当該施設は利用調整も施設管理も久御山町に委託されている。京都府が申請者となっているのはなぜか？
- ⇒ 利用者は久御山町民のみでなく、周辺市町からも利用があるため府としても責任の一端を果たしていきたい

平成17年 委員会

- ✓ 国主導でモデル事業的に取り組み、全国から注目されるような公園としていけると良い
- ⇒ 京都府として、本来あるべき姿、自然環境、歴史・文化といった内容まで整理して行けると良いと考えている

平成19年 委員会

- ✓ 新たな施設拡充を行わず、河川環境の保全再生に配慮すること
- ⇒ 施設拡充は行っておらず、自然環境と広場が調和したものとなるよう管理している
- ✓ 関係機関と連携のうえ、自然教育の場としての活用や親水機能を持った施設とするなど川と人のつながりを重視した取り組みも行うこと
- ⇒ 水際部については人工的な改変や施設整備を行う予定はない
- ⇒ 親子科学教室や木津川観察教室など、水辺の生物について知ってもらい取り組みを継続して実施していく予定(久御山町)

58

■過年度審議結果のレビュー

平成21年 委員会

- ✓ 自然教育の場、親水機能の拡充など、人と川とのつながりを重視してほしい
 - ✓ 訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親んでもらえるような取り組みを考えてほしい
- ⇒ 文化スポーツ事業団の主催による観察教室や自然探訪教室などを展開している
- ✓ 冠水の影響など、費用対効果を考慮した施設の適切な配置等を考えてほしい
- ⇒ 将来構想として代替地も検討していくが、現状では適地がなく、占用を継続したい
- ✓ 占用地下流の「淀生津」は水衝部であり、今後も住民が洪水に対する危機感を持っているということに配慮したうえで、利活用方法を考えてほしい

平成24年 委員会

- ✓ チラシの配布等、環境啓発の取り組みを始めていることは評価できるので、その内容等について質を高めるよう努められたい
 - ✓ 自然環境教室のチラシには担当者(責任者)の名前を明示するなど、開催にあたって責任を持って実施されたい
 - ✓ スポーツ目的の来訪者に対しても、ヌートリアなどの外来種に関する知識や河川環境に興味を持ってもらえるような取り組みを進められたい
- ⇒ 文化スポーツ事業団が主催して自然観察教室などを展開している

平成27年 委員会

- ✓ 2つの自治体が、隣接する同一箇所を占用する必要性を明確にされたい
- ✓ 今後の河岸侵食に備え、占用箇所の移転や利用形態の変更など、利用者の安全に配慮した対策をとっていただきたい
- ✓ 河川空間を利用した自然観察プログラムなどの参加者数や、参加者の感想などについても把握されたい

59

■過年度審議結果のレビュー

平成30年 委員会

<共通事項>

- ✓ 草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる
- ✓ 今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる
- ✓ 占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい
- ✓ さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい

- ✓ 河川レンジャー等の組織と連携した環境学習に関する取組みを、今後も継続されたい
- ✓ 災害復旧時の土砂の持ち込みを最小限とするなど、過年度の指摘が守られており評価できる

60

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

<共通事項>

- ✓ 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。
- ✓ 草地については、草刈りが適正になされており良好である。
- ✓ トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。
- ✓ 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際には安全管理に配慮されたい。
- ✓ スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。

- ✓ 河岸の浸食が進んでいることを危惧している。ガードパイプの外側に占用地が及んでいるが、浸食により利用可能な範囲が縮小することもあるのを留意されたい。
- ✓ 占用地の近くに危険場所がせまっている場所など、利用者に周知することも必要。
- ✓ スポーツレクリエーションの場として活用され、計画上も位置付けられていることが確認できた。環境教育に関しても取り組まれているということで継続されたい。
- ✓ 観察教室について、小規模ながら継続されていること、参加者の感想もよいということで評価できると思う。川の自然に興味を持ってもらう良い機会となっている。

61

31.城陽市立木津川河川敷運動広場

記入者：城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

1. 施設の概要

(占用者作成)

位置図		現況写真	 <p>グラウンド</p>  <p>テニスコート</p> <p>令和6年8月15日撮影（写真撮影者：占用者）</p>
現在の利用形態	野球場4面、テニスコート8面	都市計画の有無	都市公園
占用面積	36,465.68 m ²	付帯施設等	バックネット4面、テニス支柱16基、備品庫1基、移動式便所2基
許可の経緯	<p><当初許可> S49.8.14</p> <p><許可期限> R08.3.31</p>	利用者数	<p>令和元年度 50,577人</p> <p>令和2年度 48,700人 ※1</p> <p>令和3年度 40,421人 ※2</p> <p>令和4年度 60,522人</p> <p>令和5年度 65,983人</p> <p>※1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和2年4月18日～5月31日まで使用を中止</p> <p>※2. 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和3年4月25日～6月20日、8月20日～9月30日まで使用を中止。</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺は農地が広がっている。 ・ 占用地の上空を京奈和自動車道が横切っている。 ・ 上流・下流側に堤外民地と耕作地がある。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画内容 種類：近隣公園 面積：32,730 m² 告示日：昭和51年11月13日 ・ 第4次城陽市総合計画において、日常的な健康づくりの中心的施設としている。 ・ 城陽市都市計画マスタープランにおいて、木津川の水辺空間を広域的なレクリエーション軸および拠点として、市民が暮らしのなかで身近にうおいを感じるができる保全・整備するとともに、野性動植物の生態系の保全や河川環境の向上に努めることとしている。 ・ 城陽市緑の基本計画の「緑の将来構造図」において、「水と緑の回廊軸」の中に位置付けており、桜つつみと共に自然環境保全や都市景観形成において重要な役割を持った水と緑のネットワークを構成する緑地の一部としている。 ・ 地域防災計画の中で、指定緊急避難所や給水場所、ヘリコプター発着予定場所として位置付けている。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年においては、平成29年10月に発生した台風21号により、占用域が冠水した実績がある。この台風による被災水位は約70cmで、グラウンドにおいて土砂が流出及び堆積し、被害の復旧に約546万円を要した。早期復旧を目指し、グラウンドは平成30年3月に、テニスコートは平成30年6月より供用開始した。 ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための京都府における緊急事態措置に鑑み、令和2年4月18日～5月31日、令和3年4月25日～6月20日・8月20日～9月30日の期間は施設の使用を中止した。 		

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

2. 施設の現状

(占有者作成)

占用の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・城陽市内提内地に位置する城陽市総合運動公園は、野球場、多目的広場、テニスコート（ハードコート4面）、ゲートボール場、体育館競技場、格技場、トレーニングルームを備え、年間延べ20万人前後の利用者がある。 ・同じく市内提内地に位置する市民テニスコート（人工芝2面）は、年間延べ1～1.5万人前後の利用がある。 ・学校グラウンドについても開放を行っているが、飽和状態である。 ・城陽市の公園の整備目標である10㎡/人に対して、現状は6.0㎡/人と極めて不足している状況である。 ・年間延べ6万人前後が利用している当該施設は、日常的な健康づくりのための中心的施設としている重要な施設であり、今後も施設の存続、占有は必要である。 	
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> ・管理は、指定管理者である公益財団法人城陽市民余暇活動センターが行っている。 ・管理については、城陽市立市民運動広場の設置及び管理に関する条例、同条例施行規則に則り行っている。 ・主な管理内容は、以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の予約受付（利用希望が重なった場合は抽選）を実施している。 ・冠水が予想される場合は、移動式便所等の付帯設備を堤内地に移動させている。 	
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年間延べ6万人前後が、テニス、野球、ソフトボール、サッカー、グラウンドゴルフ等のプレイに利用している。 ・特定の団体による独占的利用はない。 	
前回審議の意見と対応	前回審議の意見	前回審議意見の対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ利用されている方々に呼び掛けて環境学習をされているということで良い取り組みだと思う。継続されたい。 ・サイクリング利用者のための休憩施設などはさくらづつみの方に整備されているということで良い取り組みである。 ・スポーツ利用者に環境学習の働きかけをされているということでよい取り組みであり、継続されたい。大変良好に管理されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・城陽環境パートナーシップ会議が主体となった自然観察会は毎年継続して実施しており、近年では大人だけでなく子どもの参加も見られる。 ・河川敷グラウンドを利用されているスポーツ少年団や指定管理者が対象の木津川一斉クリーンアップにおいて河川環境に親しむ取り組みを今後も継続して実施していく予定である。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・河川レンジャーの活動を通じて、木津川の環境保全や生態系について利用者と協働で環境保全に係る取り組みを行っている。 ・NPO法人やましる里山の会の活動を通じて、木津川の環境保全や生態系について利用者等と協働で環境保全に係る取り組みを行っている。 ・城陽環境パートナーシップ会議（市民協働による団体）が主体となり、市民を対象に自然観察会（市内に生息する身近な野鳥や動植物の観察、河川・堤防のごみ拾い）を行っている。 	
その他	特になし	

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

3. 施設の自然環境的状況

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地は運動広場として整備されている ・ 占用地の上下流は茶畑として利用されている。 ・ 新木津川橋の周辺は低水護岸が整備されているが、上流は竹林、下流はヤナギの河畔林となっている。 ・ 占有地の対岸は、大規模な河原裸地が形成されており、ツルヨシ、ヤナギなどが見られる。 ・ 外来種のセイタカアワダチソウ群落もひろく分布する。 ・ オオヨシキリなどのヨシ類の群落に依存する鳥類が見られる。 ・ 背後地は、中心が城陽ジャンクション・インターチェンジで、その周辺はほとんどが農地である。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地の対岸には、砂河川である木津川特有の大規模な河原が形成されていることから、河原やヨシ原で生息・繁殖する鳥類にとって貴重な場所となっている。 ・ 上流の広葉樹林で大規模なサギ類の集団繁殖地が確認されている。 ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリ等が確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：20m～150m ・ 中央部の河岸はコンクリート護岸で、その前には砂州が形成されている。 ・ 上流は河岸に竹林があり、自然河岸の状態で前面の砂州につながる。 ・ 下流は自然河岸でヤナギの河畔林が形成されるが、その前には滞筋が近接し、淵になっている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約 5m ・ 冠水実績：近年では、平成 16 年、平成 21 年、平成 24 年、平成 25 年、平成 26 年、平成 29 年、令和元年の洪水で冠水している。
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中央部から下流部は水際が急峻かつ前面が深い流れで危険であることから、水際の利用の場合には、安全性確保が必要である。 ・ 河川内を利用する生物への影響を緩和するため、バッファゾーンとなる河畔林などではできるだけ保全することが望まれる。 ・ 砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避けた方がよい。 ・ 昆虫等の生息域となる自然環境を広げるために、管理区域等の草地の刈り残しを図る。 ・ 法面に貴重な植物等が生育している可能性があるため、除草等については別途出張所等と調整を行う。 ・ 利用範囲の認知のために、占用範囲を看板、標識等により明示する。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

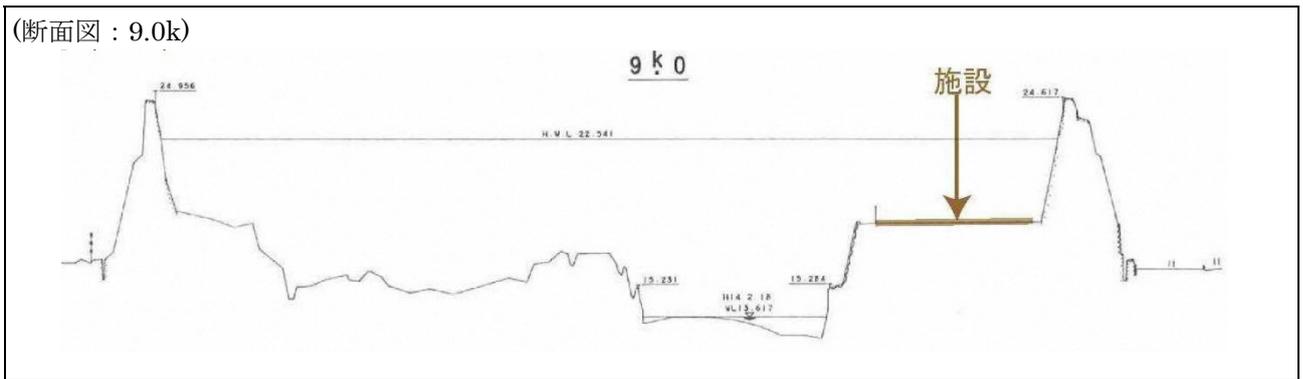
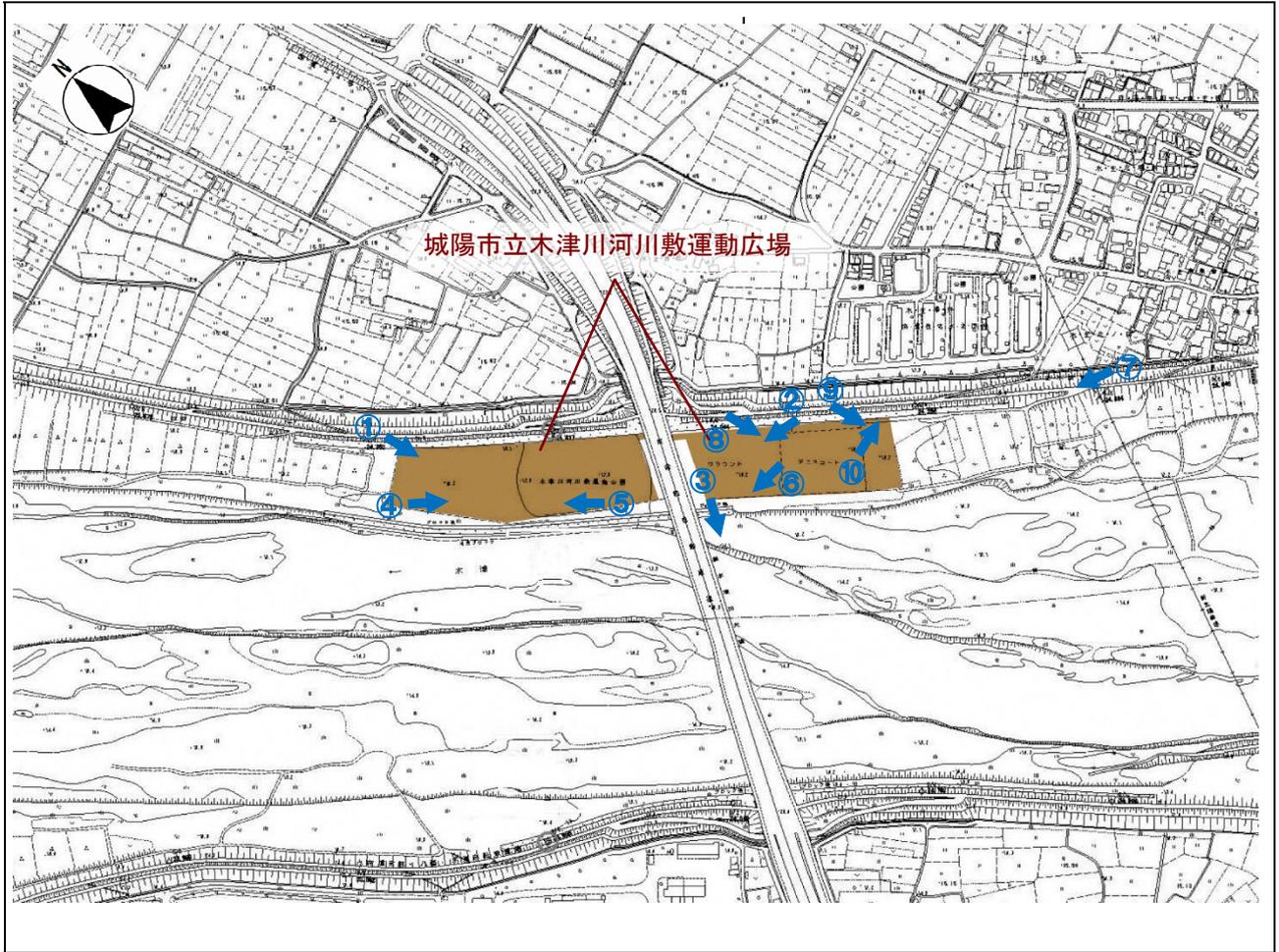
(委員会作成)

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占用者)



①下流側より施設遠景



令和6年8月15日(木)撮影

②上流側より施設遠景



令和6年8月15日(木)撮影

ランク：A

番号	31. 城陽市立木津川河川敷運動広場	占用目的	運動広場	許可受者	城陽市	場所	右岸 8.8k+20m ～9.6k+27m
----	--------------------	------	------	------	-----	----	--------------------------

③水際の状況



令和6年8月15日(木)撮影

④グラウンド



令和6年8月15日(木)撮影

(写真撮影者：占有者)

⑤バックネット



令和6年8月15日(木)撮影

⑥仮設トイレ



令和6年8月15日(木)撮影

⑦進入路



令和6年8月15日(木)撮影

⑧テニスコート



令和6年8月15日(木)撮影

⑨駐車場



令和6年8月15日(木)撮影

⑩倉庫



令和6年8月15日(木)撮影

【チェックリスト】

Aランク案件の子エックリリストの様式(1/2)

●河川保全利用子エックリリスト(占用地 名称:31城陽市立木津川河川敷運動広場)

記入者: [REDACTED] (城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			・第4次城陽市総合計画(第3章第5節スポーツ・レクリエーションを振興する)・都市計画マスタープラン(第4章4.6都市環境に関するまちづくり方針②③)・第2次環境基本計画(第3章第3節2生活)他 ・緑の基本計画(第1章 都市機能配置図、第3章 計画の基本方針、6章 地域別の緑の保全・整備方針)他 ・地域防災計画(第2編第11節指定緊急避難場所一覧(空地)、第4章第6節ヘリコプター着着予定場所)、資料-48(給水場所一覧表)。 ・緑の基本計画(第5章緑の施策方針)			○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			・現在、当該公園の堤内地上における新たな代替施設計画はありません。 ・当該施設以外の堤内地の既存施設は、船舶状態であり、機能の代替え確保は困難な状況です。			○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地上において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			本施設においては、現状の施設利用を継続したいと考えています。			○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)・水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動等						○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			・環境パートナーシップ会議を所管する市民環境部環境課と連携を取る体制を構築しています。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占有目的	占有目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			・占有目的は、運動広場の設置ですが、河川敷に位置するスポーツ施設として、出来る限り自然環境に配慮した施設の維持・管理を行っています。また、川らしい利用事業等の実施には当該施設を利用したいと考えています。			○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			・条例及び規則に基づき、公平な利用となるように申込み制を採用しています。なお、希望が重なった場合には、抽選により利用者を決定しています。			○:公平に利用できる △:公平に利用できない場合がある ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占有目的に合致しているか			・運動広場として、ソフトテニス、サッカー、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフなど市民のスポーツ活動の場として年間約6万人の市民に利用されています。			○:合致している △:合致していない場合がある ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			・河川レンジャー、NPO法人やましろ里山の会、城陽市環境パートナーシップ会議等の市民団体と連携しています。			○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境に配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			・占用地の堤防斜面部分に希少植物である「レンリソウ」が生育 ・安定した生息地が少ないと思われるジャコウアザガハが食草するウマノスズクサが生育 ・外来種であるオニユリの群生			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・氾濫される区域を把握しているか			・台風等による水位上昇の際には冠水状況を把握し、冠水しやすい区域を把握しています。特に、高山ダムの放流量及び飯岡観測所の水位に留意しています。			○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占有地 名称:31城陽市立木津川河川敷運動広場)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占有者による確認	河川管理者による確認	評価欄	評価区分	備考
12	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等			過年度意見	第2~4グラウンドの外野部分は雑生を維持しており、スポーツ施設としての利用を維持しつつ、最大限自然環境に配慮している。			○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
13	管理運営は占有区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営業時期の利用制限等				・ゴミは、利用者の持ち帰りを徹底するとともに、定期的に指定管理者が巡回し管理しています。 ・草刈りは、国土交通省から指定された範囲を行っており、水際部分の草刈りは行っておりません。			○: 配慮している △: 検討中 ×: 配慮していない	
14	施設利用者に占有区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起は行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			今後継続する予定である。	・環境保全のためゴミの持ち帰り、目的外使用禁止等の啓発看板を設置しています。			○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
15	占有区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか			今後継続する予定である。	・河川レンジャーの協力を得て、木津川の自然を学習する事業を実施しています。 ・城陽環境パートナーシップ会議が主体となり市民を対象に自然観察会を実施しています。			○: 行っている △: 検討中 ×: 行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			・設置していません。			○: 設置されていない △: 設置される場合がある ×: 設置されている	
17	占有区域外を使用していないか (例)トイレ、運具入れ等の工作物設置・グラウンド、駐車場等の造成・利用等				・使用していません。			○: 使用していない △: 使用している場合がある ×: 使用している	
18	占有施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか				・本占有施設は比較的高水敷にあり水辺へのアクセスの路がなく、水面利用者は、施設近隣を使用されません。			○: 支障はない △: 支障になる場合がある ×: 支障がある	
19	地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等				・利用者は、ゴミの持ち帰り及び大会における自主的な交通誘導など地域住民に配慮した施設利用をされている。また、地域住民からの苦情もありません。			○: 迷惑な利用はない △: 迷惑になる場合がある ×: 迷惑な利用がある	
20	利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか			今後継続する予定である。	・利用状況や利用者からの要望を踏まえて、利用上のルールを定め、許可書と併に印刷配布しています。			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない	
21	管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか				・都市公園条例第4条(行為の禁止)で定めています。 ・ゴミ箱の設置は行わないこととし、ゴミの持ち込み禁止、ゴミの持ち帰りを徹底しています。 ・農薬使用を禁止しています。			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	
22	管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか				・利用状況や利用者からの要望を踏まえて、利用上のルールを定め、許可書と併に印刷配布しています。(再掲) ・ホームページに関係条例等を掲載し周知しています。			○: 定めている △: 検討中 ×: 定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】

利用者数の把握方法(利用者から利用者数の申請を受け、指定管理者が毎月集計しています。)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
市民運動広場	テニスコート	4月	1,095	701	684	927	944
		5月	1,029	0	0	1,071	876
		6月	698	598	232	834	592
		7月	905	482	1,089	930	922
		8月	925	1,220	446	741	921
		9月	1,180	1,259	0	1,168	1,122
		10月	430	609	1,131	1,021	1,146
		11月	901	1,200	1,057	935	1,066
		12月	838	1,027	1,069	1,164	1,077
		1月	951	1,120	1,133	983	840
		2月	707	1,065	1,054	794	846
		3月	801	683	1,007	723	776
		合計	10,460	9,964	8,902	11,291	11,128
	野球場	4月	4,743	568	4,288	5,159	5,649
		5月	3,820	0	0	5,457	4,653
		6月	4,159	837	708	4,249	3,966
		7月	1,829	1,407	2,206	2,424	2,704
		8月	4,350	6,912	900	5,032	5,933
		9月	5,561	6,769	0	5,020	7,511
		10月	2,434	4,051	5,181	5,484	5,451
		11月	4,231	6,818	6,711	5,172	5,641
		12月	3,422	3,231	3,595	2,699	3,971
		1月	2,141	1,374	1,725	2,301	2,885
		2月	1,743	4,722	4,191	2,798	3,148
		3月	1,684	2,047	2,014	3,436	3,343
合計	40,117	38,736	31,519	49,231	54,855		

No.6、No.12 関連写真

○自然環境に配慮した施設の維持・管理

(令和6年8月15日撮影)



No.9、No.15 関連写真

○木津川流域クリーン大作戦実行委員会主催「木津川流域クリーン大作戦」

(令和6年2月18日開催)



第6回 淀川水系一斉美化アクション
木津川流域クリーン大作戦
 木津川をみんなの力できれいにしよう！

3つの目的 **河川美化** **マナー向上** **環境保全**

2024. **2.18** (日)
 9:30~10:30(受付 9:00~)
 小雨決行/雨天延期 2.25(日)

河川敷・堤防など15カ所以上で実施!

【拠点番号】集合場所
 ①やまなみホール河川敷(郡山城市)
 ②笠置大橋右岸上流川(笠置町)
 ③藤仁大橋右岸(木津川市)
 ④泉大橋左岸運動公園(木津川市)
 ⑤開き橋右岸(精華町)
 ⑥開き橋左岸(精華町)
 ⑦山城大橋右岸(京田辺市)
 ⑧山城大橋右岸(城陽市)
 ⑨田辺木津川運動公園(京田辺市)
 ⑩木津川河川敷運動広場(城陽市)
 ⑪城陽市桜城(城陽市)
 ⑫流れ橋右岸(八幡市)
 ⑬流れ橋右岸(久御山町)
 ⑭木津川河川敷運動広場(久御山町)
 ⑮川口市市民公園(八幡市)

「淀川水系一斉美化アクション」とは、2024年1月から3月までの期間に淀川水系(木津川・宇治川・桂川・淀川)の7つのエリアで連携して実施する清掃活動です。

河川レンジャー事務局 電話072-861-6801(月~金)9:00~17:00
 国土交通省淀川河川事務所木津川出張所 電話0774-62-0075(月~金)9:00~17:00

主催 木津川流域クリーン大作戦実行委員会
 支援 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所・木津川上流河川事務所・木津川出張所管内河川レンジャー
 後援 京都府山城広域振興局、八幡市、京田辺市、城陽市、木津川市、久御山町、井手町、精華町、和束町、笠置町、南山城村、木津川漁業協同組合、公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構、琵琶湖・淀川流域連携交流会、公益財団法人河川財団、独立行政法人水資源機構、京都新聞、洛タイ新報

No.9、No.15 関連写真

○城陽環境パートナーシップ会議主催「自然観察会」

(令和6年5月11日開催)



No.9、No.15 関連写真

○城陽市教育委員会主催「川で遊ぼう！学ぼう！」

(令和4年6月11日開催) ※令和5年度は雨天のため中止、令和6年度は9月8日開催予定



R4

無料

新型コロナウイルスの感染により、事業が中止になる可能性があります。開催はホームページで随時お知らせいたします。

キッズスポーツ ★チャレンジ広場

～学びの部～ 見て、触れて、体験しながら学びます

日時 ☆両日参加を原則とします

車いすスポーツ体験

6月4日(土) 市民体育館 10:00～11:30

講師:く公財く郡都市民参加活動センター 上原隆樹(いさスポーツ指導員 伊那保健部 係)

難読州・福祉州の車いすを乗り比べて、車いすを乗りこなそう！
タイムを競った人、車いすを見ごっこなど
若は遊び取れるかな？



川で遊ぼう！学ぼう！

6月11日(土) 山城大橋付近 9:00～12:00

講師:NPO法人やましろ里山の会 木津川雷河(河川インジャー)

木津川はどんな川？安全に川遊びしよう
実際に川へ入っている人の生き物観察はえるよ
楽しい生き物観に会えるかな？
(雨天中止)



対象 ☆応募者多数の場合抽選

市内在住の小学生 20人

申込 ☆5月11日(土)締切

①市ホームページの申込フォームから
②申し込みで参加者氏名(ふりがな)、学年、科、住所、電話番号を記載の上、下記まで郵送または直接
【申込先】〒601-0166 寺田東ノ口6-17番地 兵庫県教育委員会 文化スポーツ推進課 件名「キッズスポーツ」まで
☆教習明細の1週間前までに決定通知が届かない場合はご連絡ください
お問合せTEL:59-8098



市ホームページ

その他 受付や運動行っていないと、会話をするとマスクを着用してください
各教室は、現地集合です

R5
(中止)

キッズスポーツ ★チャレンジ広場

～学びの部～ 見て、触れて、体験しながら学びます

内容 ☆両日参加を原則とします

参加費無料



6月10日(土) 9:30～12:00
(雨天中止)
川で遊ぼう！学ぼう！
講師:NPO法人やましろ里山の会 木津川雷河(河川インジャー)
場所:玉川橋付近(井手町)

木津川はどんな川？安全に川遊びしよう
実際に川へ入っている人の生き物観察はえるよ
楽しい生き物観に会えるかな？
※保護者同伴



6月17日(土) 10:00～11:30
車いすスポーツ体験
講師:く公財く郡都市民参加活動センター 上原隆樹(いさスポーツ指導員 伊那保健部 係)
場所:市民体育館

競技用・補助用の車いすを乗り比べて、車いすを乗りこなそう！
タイムを競った人、車いすを見ごっこなど
若は遊び取れるかな？

対象 市内在住の小中学生 15人、応募多数の場合抽選

申込み 市ホームページの申込フォームから
締切 5月20日(土)

問合せ 文化スポーツ推進課 TEL:59-8098

その他 教室の様子を撮影した写真を広報等で活用することがあります
各教室は、現地集合です



市ホームページ

R6
(予定)

キッズスポーツ★ チャレンジ広場

◆雨天中止◆



SUP(サップ)体験

遊びながら運動能力やバランス感覚を鍛えよう
SUPって何？大きなボードの上に立ち、パドルを使って進みます。
プールでライフジャケットを着用し安全に行います。

9/1 (日)
★1,2年生 9:00~10:00
★3,4年生 10:15~11:15
★5,6年生 11:30~12:30

場所:市民プール
講師:西川路 征人氏

川で遊ぼう!学ぼう!

木津川はどんな川?安全に川遊びしよう
実際に川へ入り色々な生き物を探してみよう
珍しい生き物に会えるかも?!

9/8 (日) 9:30~12:00

場所:玉水橋付近
講師:NPO法人やましろ里山の会
木津川管内河川レンジャー



参加費	無料
対象	両日参加できる市内在住の小学生 (川遊びは保護者同伴)
定員	15人(低学年、中学年、高学年各5人)※多数の場合抽選
申込方法	8月18日(日)までに市ホームページの申込フォームから
その他	各教室は現地集合、現地解散
問合せ	城陽市教育委員会 文化・スポーツ推進課 TEL56-4048

市ホームページ



No.14 関連写真

○利用者への占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信
(令和6年8月15日撮影)



No.17 関連写真

○占用区域の明示
(令和6年8月15日撮影)



No.19 関連写真

○周辺住民に配慮した施設利用

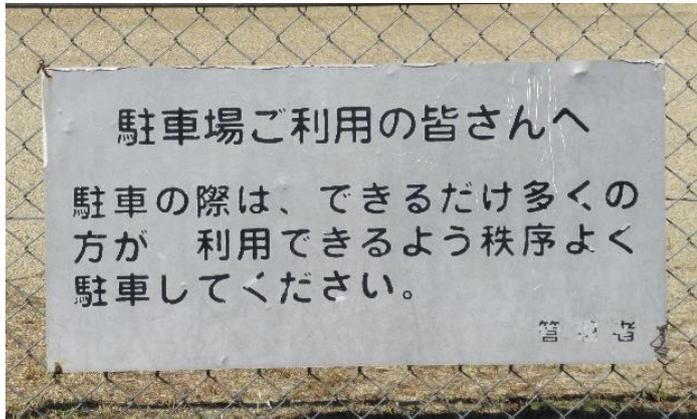
(令和6年8月15日撮影)



No.22 関連写真

○管理運営・利用のルールの周知

(令和6年8月15日撮影)

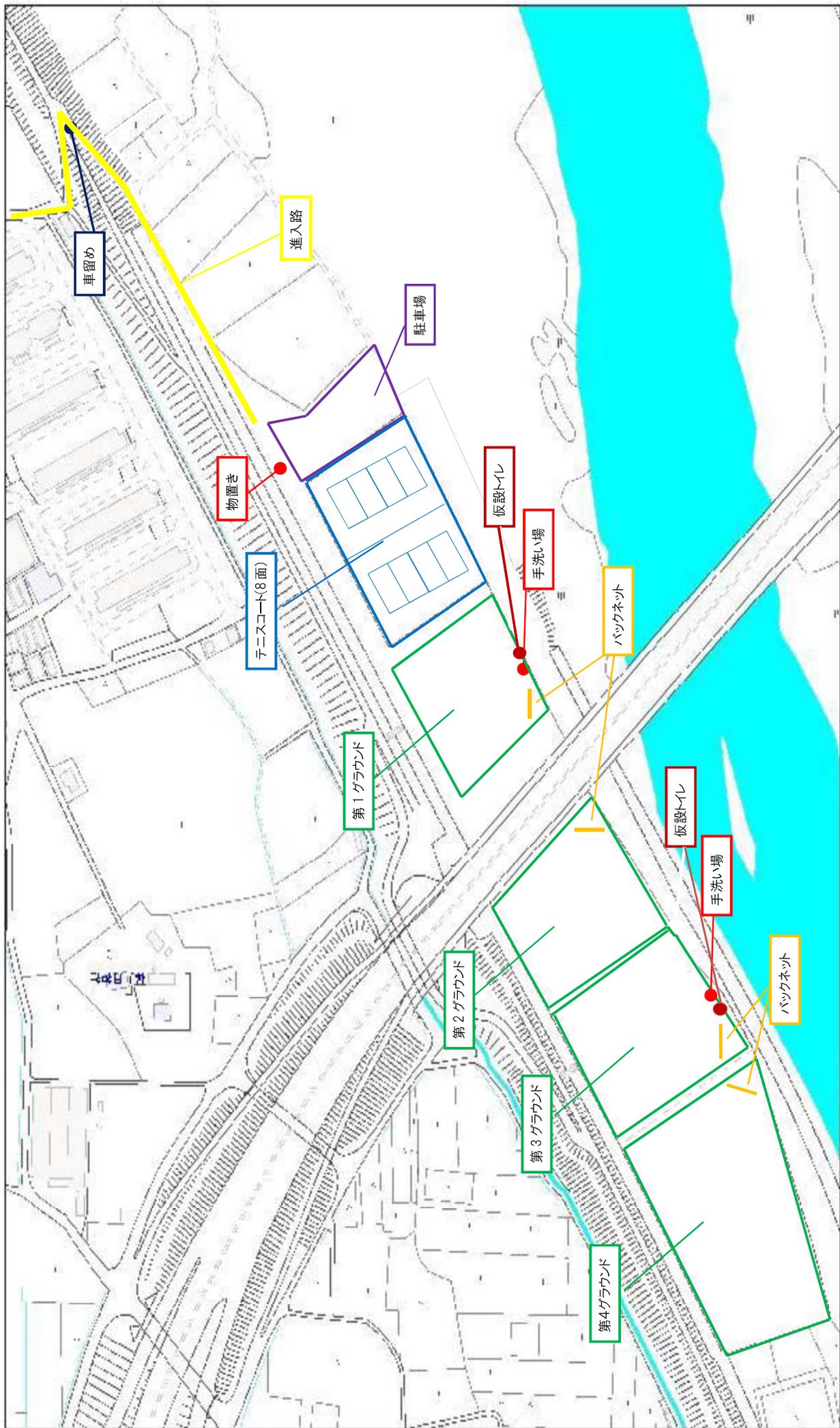


チェックリスト NO. 11 資料

城陽市立市民運動広場過去の冠水歴

平成 2年	9月と12月に台風により冠水する。(一部施設は翌年の3月まで使用を中止する。)
平成 5年	8月の台風により冠水する。(一部施設短期間使用を中止する。)
平成 6年	9月の台風により全面冠水する。(一部施設は11月まで使用を中止とする。)
平成 7年	5月の大雨により冠水する。(一部施設短期間使用を中止する。)
平成 9年	7月の台風により全面冠水する。(一部施設は11月まで使用を中止する。)
平成16年	8月と9月の台風により冠水する。(8月の冠水により一部施設は翌年の3月まで使用を中止する。9月は冠水するも問題なかった。)
平成21年	10月8日の台風18号により全面冠水 (高山ダム最大放流量 10月8日 am5:50 1,277.56 m ³ /s) (元々予定していた護岸改修工事等と併せて整備工事を行ったため、一部施設は翌年6月まで使用を中止する。)
平成24年	台風18号により冠水。(被害なし)
平成25年	台風18号により全面冠水。(平成26年3月31日まで施設全面閉鎖) 費用：①測量・設計委託 5,145,000円 ②復旧工事 19,425,000円
平成26年	8月9～10日の台風11号により冠水。(被害軽微)
平成29年	10月21日～23日の台風21号により全面冠水。 (グラウンドは平成30年2月28日まで、テニスコートは平成30年5月31日まで施設閉鎖) 費用：①測量・設計委託 489,348円 ②復旧工事 4,973,400円
令和 元年	10月12日の台風19号により冠水。(被害軽微)

*現在のグラウンドの面積になったのは、昭和61年に京奈バイパスの開通による補償工事以降である。



【参考資料】河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 広大な面積をグラウンド、駐車場として利用している
- ⇒ 年間4万7千人前後の、非常に多くの利用者が訪れている
- ✓ 特に駐車場の利用について、占用範囲外の利用実態について把握し、必要台数や維持管理のあり方について河川管理者と協議し、次回更新時に新たに申請すること
- ⇒ 駐車場申請に向け、門扉の設置や鍵の管理方針等について河川管理者と協議中
- ✓ 人と川とのつながりを重視し、施設の利用と管理にあたること。竹林など水際の自然環境を保全し、共存する方針を検討されたい
- ✓ 河川環境について考えるイベントや広報活動は、引き続き取り組まされたい

平成21年 委員会

- ✓ 車利用を減らす取り組みを実施されたい。車利用に関するガイドラインの作成なども検討されたい
- ⇒ ピーク時に150台程度の利用があるが、125台のスペースを確保し、乗り合いによる台数削減を推進した。併せて、不正利用者排除のため車止めを設置した(過年度指摘への対応)
- ⇒ 川らしい利用に向け、スポーツ施設としての機能拡充より、河川空間の自然を残したグラウンド整備に心がけている
- ⇒ 水際の自然環境保全のため、占用範囲外への進入を制限する看板を設置した
- ⇒ 河川の広場であることを活かし、自然観察会等のイベントを実施していきたい

平成24年 委員会

- ✓ 災害復旧の整地の際、砕石や土砂等を持ち込まないようにすること
- ✓ 環境学習の場としての活用を、河川管理者と協力して検討・実施されたい
- ⇒ レンジャー、やましろ里山の会、城陽環境パートナーシップ会議等と連携している
- ✓ 注意書きの看板等に、占有者である「城陽市」を明示されたい
- ⇒ 利用者に誤解を招かないよう、適切な表記に努めたい

42

■過年度審議結果のレビュー

平成25年 委員会

- ✓ 河川管理者と協議した「災害復旧時の具体的な方針」について明示されたい
- ✓ 占用期間は3年が妥当である

平成30年 委員会

- <共通事項>
- ✓ 草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる
- ✓ 今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる
- ✓ 占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい
- ✓ さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい

- ✓ 添付された参考資料の写真に、わかりやすく日付やコメントを入れてもらいたい
- ✓ グラウンドを利用する少年団を対象とした環境学習の実施についても検討されたい

43

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

<共通事項>

- ✓ 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。
- ✓ 草地については、草刈りが適正になされており良好である。
- ✓ トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。
- ✓ 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際などは安全管理に配慮されたい。
- ✓ スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。

- ✓ スポーツ利用されている方々に呼び掛けて環境学習をされているということで良い取り組みだと思う。継続されたい。
- ✓ サイクリング利用者のための休憩施設などは桜つつみの方で整備されているということで分担されており、良い取り組みである。
- ✓ 広大な範囲を良好に維持した上で、スポーツ利用者に環境学習の働きかけをされているチャレンジ広場の取組は評価できるものであり、継続されたい。

36.田辺木津川運動公園

記入者：京田辺市 建設部

公園緑地課長



ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

1. 施設の概要 (占用者作成)

位置図		現況写真	 ↑近鉄橋梁より上流側(R6.8撮影) ↑近鉄橋梁より上流側(R6.8月撮影)
現在の利用形態	<ul style="list-style-type: none"> 野球場1面、ソフトボール場2面(競技場)、テニスコート4面 毎年10月に京田辺市主催のマラソン大会の運営拠点として利用している。 	都市計画の有無	無し
占用面積	27,007.39 m ²	付帯施設等	<ul style="list-style-type: none"> 移動式便所2基 バックネット(転倒式)2基 サッカーゴール 器具庫2基等
許可の経緯	<p><当初許可> S49.12.1</p> <p><許可期限> R9.3.31</p>	利用者数	<p>令和元年度 40, 720人</p> <p>令和2年度 21, 112人</p> <p>令和3年度 22, 914人</p> <p>令和4年度 39, 353人</p> <p>令和5年度 25, 229人</p>
堤内地・堤外地	堤内地 ・ 堤防 ・ 堤外地		
周辺の土地利用の状況	<ul style="list-style-type: none"> 堤外地の占用地の上流側は、同占用地の草内木津川運動公園(野球場1面他)となっている。また、占用地の下流側左岸堤防は、つつみ公園があり、遊具・植栽が整備された公園が隣接している。現在、つつみ公園の一部を通過する新西浜樋門の整備工事を、府が進めている。 堤内地側は、一部、旧集落と農地が広がっており、その区域に隣接して、第1種低層住居専用地域(低層住宅のための良好な住居の環境を保護するための地域)となっている。また、小学校が1校あり密集市街地を形成していて、その南には高校が1校ある。 左岸側堤防には府道京都八幡木津自転車道(サイクリングロード)が整備されている。 		
関連諸計画における占用地の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 京田辺市総合計画(第4次)では、「木津川や甘南備山、まちなかの緑など、自然を守り育て、市民が自然にふれ合う機会を充実するなど、自然と共生し、豊かな自然環境を次世代につなぐまちを目指します。」を基本方向としてまとめています。 京田辺市都市計画マスタープラン(改訂版)では、「自然生態系の保全に努める中で、自然学習の場として活用するなど、自然とのふれあい空間をめざす。」と位置づけている。 京田辺市緑の基本計画(改定版)では、まちの「基盤となる緑」としての位置づけがなされている。 地域防災計画に位置づけられていない。 		
その他特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 本公園は、本市の人口の著しい増加による運動施設の不足の解消と、住民の健全なる精神を育成することを目的とし昭和49年12月1日付けで占用許可を受け、以後も占用の継続を行い現在に至っている。 近年における占用地の冠水実績は平成23年9月(台風12号)、平成24年9月(台風17号)、平成25年9月(台風18号)、平成26年8月(台風11号)、平成29年10月(台風21号)、令和元年10月(台風19号)、令和5年8月(台風7号)により冠水を被った。(※なお、R5年度冠水後、グラウンドの整正および流木・ごみ等除去し供用しております。) 		

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

占用の必要性	<p>【現況占用の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 京田辺市内の3公園に野球場5面(内ソフトボール場2面)がある。(うち堤内地1面) 野球チーム13団体(スポーツ少年団含む)、ソフトボールチーム5団体、サッカーチーム2団体等が、NPO法人京田辺市スポーツ協会に在籍している。 既に整備されている堤内地のグラウンド施設のみでは需要を満足することは不可能であり、引き続き現状施設の維持並びに整備が必要である。 京田辺市の公園の整備目標である10㎡/人に対して、現状は6.32㎡/人(令和6年3月末現在)と不足している状況である。 本施設の利用に対する需要は高く、本市民等のスポーツ活動の場として欠かせない施設となっている。
管理状況	<ul style="list-style-type: none"> 京田辺市が京田辺市教育委員会に事務委任を行い、指定管理者制度によりNPO法人京田辺市スポーツ協会が貸出業務や日常管理を行っている。 京田辺市都市公園条例、同施行規則、社会体育施設管理規則を定め、適正な管理を実施している。 <p>【管理内容について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園利用者に対しては、京田辺市都市公園条例第4条により、公園の損傷、汚損、竹木の伐採、植物の採取、土地の形質変更、鳥獣類の捕獲、殺傷等の行為を禁止し、罰則規定を定め適正な利用に努めるよう指導している。 京田辺市社会体育施設管理規則第11条により、利用者に対し使用後の整備および清掃・原状回復、ゴミなどの各自持ち帰り等の遵守事項を定め指導している。 毎日巡視を行い、早期に異常を発見し、適切な管理に努めている。 施設の維持管理については、年3回の除草(芝刈り)、週1回～2回の清掃・月1回の施設点検を実施している。 天気予報や水資源開発機構高山ダムの放流情報を基に、洪水が予想される場合は、移動式便所等の付帯施設を堤内地等に移動させる。また、河川増水時の事故を未然に防止するため、既設置看板により注意を促している。 出水期の前に、河川の増水を想定した撤去訓練を年1回実施している。 <p>【駐車場の管理について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園駐車場の利用者に対し、京田辺市都市公園条例第4条の規定により、指定された場所以外への車両の乗り入れ抑制や、指定外の場所に駐車を禁止すると共に罰則規定を定め、適正な利用が行われるよう努めている。 今後想定される河川増水時に、車両等が公園区域内に存置されることのないよう、適切な管理に努めます。 公園施設(公園利用者駐車場を含む)の管理体制として、施設利用者のいない時は出入口部分を施錠し管理体制を強化すると共に、施設利用の際には、利用者から使用当日の責任者を定め適切に公園施設の使用に努めてもらうと共に、公園使用完了時に鍵の返却と報告書の提出を求め、報告書で異常が確認されれば、速やかに現地へ向かい処理を行うこととしている。
利用状況	<ul style="list-style-type: none"> 現在、野球場、ソフトボール場2面(競技場)、テニスコート4面の利用となっており、ソフトボール場2面(競技場)についてはサッカーやラクロス、アルティメット等も利用されている。 令和5年度の年間利用者数は約2万5千人、土・日・祝の年間利用率は7割、年間平均利用率は3割である。 毎年10月に京田辺市主催のマラソン大会の運営拠点として利用され、約700人が参加している。

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11. 2k+15m～ 11. 6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	------------------------------

2. 施設の現状

(占用者作成)

	前回審議の意見	前回審議意見の対応
前回審議の意見と対応	<ul style="list-style-type: none"> 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川レンジャー等とも連携し、引き続き環境啓発に取り組みたいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> 草地については、草刈りが適正になされており良好である。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き除草等、適正な維持管理に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 男女別にするなど、女性の利用にも配慮しております。
	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際には安全管理に配慮されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理に十分配慮します。
	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 活動の前後に清掃活動を実施したり、一斉清掃に参加いただくなど、協働で維持管理を行っています。
	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動、環境学習、川遊び講座など、継続することが重要。担当が変わっても継続されるよう引き継がれたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 担当者間で引き継ぎ、継続的に取り組む事項と考えており、今後も引き続き実施いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ利用者が安全に楽しめる管理がなされていてよい印象であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きスポーツ利用者が安全に利用できるよう適正な維持管理を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ツアー・オブ・ジャパンなどの取り組みも評価できる。 	<ul style="list-style-type: none"> TOJ（ツアー・オブ・ジャパン）京都ステージの開催に合わせ、自転車マップを配布するなどPRに務めております。
	<ul style="list-style-type: none"> 樹木が大きくなってきている。河川管理者と協議して適正に管理されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 河川管理者と協議し、適正な管理を行います。
	<ul style="list-style-type: none"> 川遊び講座などの取り組みについて、資料に明示されたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市生涯学習便りに掲載した「木津川で遊ぼう」参加者募集記事を資料として提出します。
環境保全に向けて申請者の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 淀川水系一斉美化アクション クリーン大作戦の実施にあたり、NPO法人京田辺市スポーツ協会の協力を得て、スポーツ少年団等呼びかけ、田辺・草内両公園の河川の美化活動とこれ以外に年2回清掃活動を実施している。 河川レンジャーとも連携し、同協会の自主事業である川遊び教室の支援を実施し、環境啓発に努めている。 大会等における駐車場の利用については、交通整理員を立て安全管理に努めるよう指導すると共に、利用者に対し、車の乗り合わせを徹底するよう指導している。 施設利用者に、河川レンジャー等河川情報誌を提供している。 	
その他		

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

3. 施設の自然環境的状况

(河川管理者作成)

<p>占用地及び周辺の自然環境</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占有地は運動公園（都市公園）として整備されている。 ・ 水際は自然河岸で、上流部分の前面に大規模な中洲が形成されている。 ・ 中洲には大規模な河原裸地がある。 ・ 下流部分の前面にも大規模な砂州があり、大規模な河原裸地、ツルヨシ、ヤナギなどが見られる。 ・ 上流はマダケの植林、下流は茶畑、マダケの植林などである。 ・ 堤防天端は自転車道として整備されている。 ・ 背後地はほとんどが農地である。 ・ 下流部の堤防天端付近にはつつみ公園が整備されている。
<p>自然環境上重要な場所</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 占用地周辺の高水敷は茶畑として利用されるなど比較的人為的影響の大きい環境となっている。占用地側の水際は河岸斜面に植生があるが面積も小さい。一方、対岸の砂州は面積も大きく多様な環境が維持されているため、周辺では重要な生物生息地となっていると考えられる。 ・ 堤防においても貴重な植生が確認されている。(20年度現地視察でNPO確認) ・ 重要な種として鳥類ではオオヨシキリなどが確認されている。
<p>水際の状況</p>	<p>水域までの距離</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域までの距離：30～200m ・ 全体に河岸は自然河岸である。 ・ 植生が密生しているため容易にアクセスできない。 ・ 高水敷の端部には柵が設置されている。
	<p>水面との高低差</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約4m
<p>環境面から見た望ましい利用方針</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂州部の環境が重要と考えられることから、特に、春～秋にかけての生物の繁殖期には生物の忌避行動につながるような行為（多くの人が集まる、大きな音が出るなど）は避ける必要がある。 ・ 環境啓発看板を設置し、利用者に周辺の貴重な環境を周知し、占用地及び周辺での利用のあり方や環境保全への意識向上を図る。 ・ 環境啓発の一環として、利用施設周辺の清掃を行う。 ・ 利用者の河川の環境保全に関する意識向上を目的として、河川レンジャーと連携した環境教育のあり方を検討する。

ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

4. 占用許可期間の更新についての意見

(委員会作成)

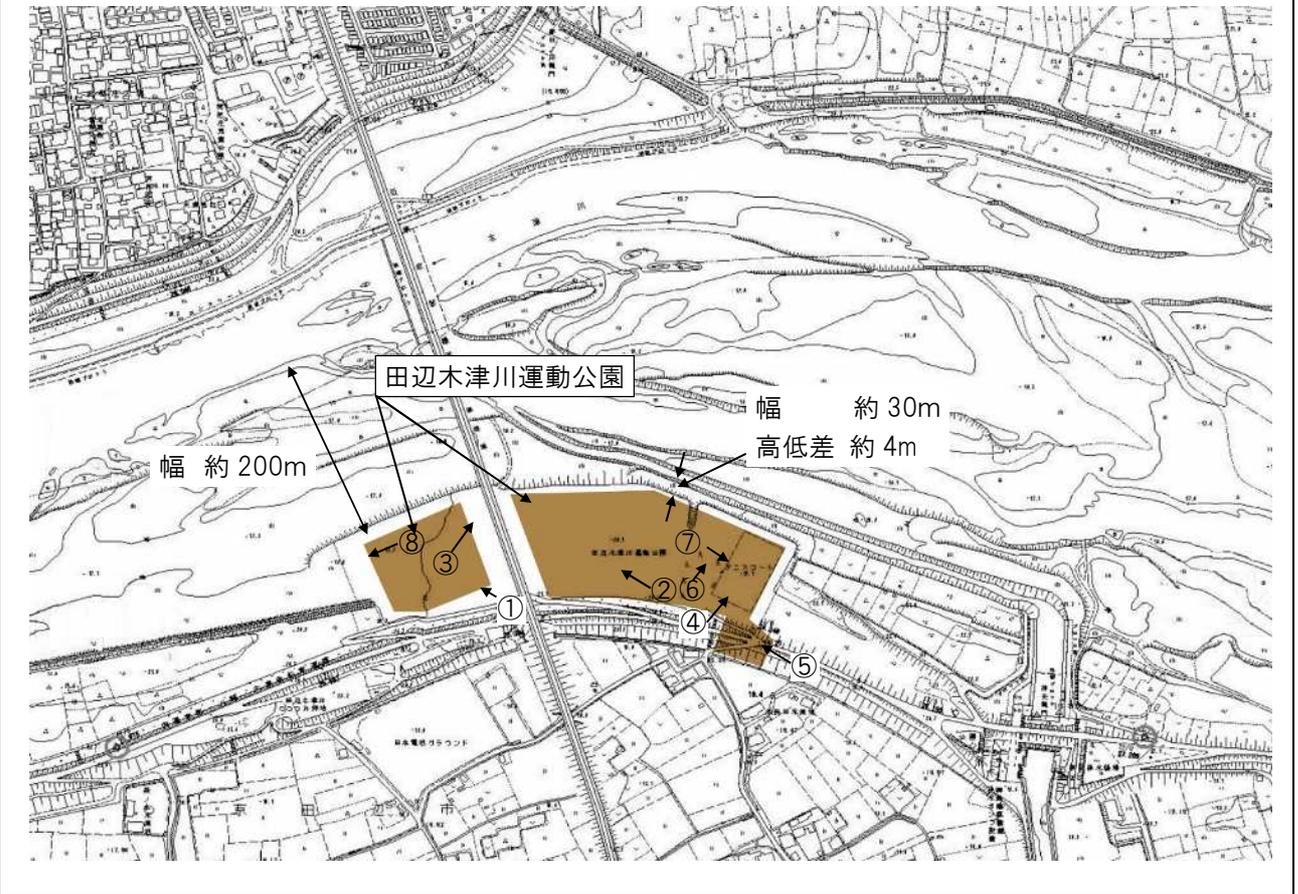
ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

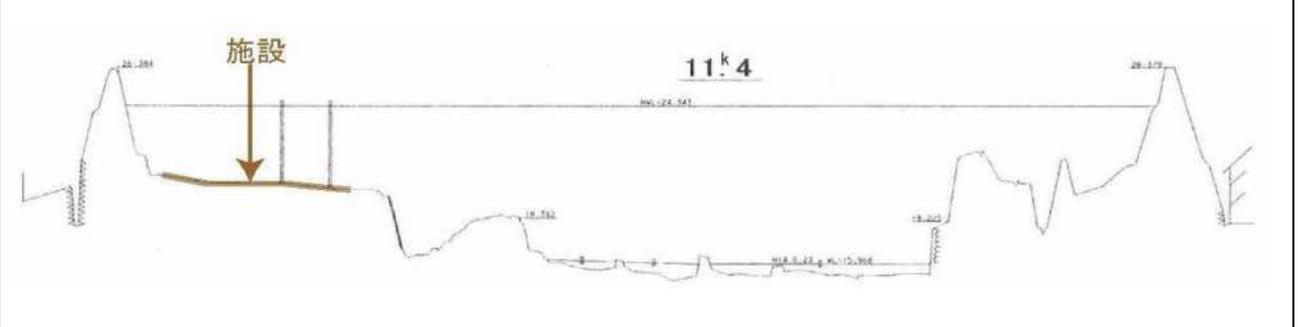
5. 委員会の審議内容に関わる現況写真

(写真撮影者：占有者)

(平面図)



(断面図：11.4k)



①下流側グラウンド



ランク：A

番号	36. 田辺木津川運動公園	占用目的	都市公園	許可受者	京田辺市	場所	左岸 11.2k+15m～ 11.6k+15m
----	---------------	------	------	------	------	----	----------------------------

(写真撮影者：京田辺市、令和6年8月撮影)

②上流側グラウンド



③バックネット



④テニスコート



⑤進入路（上流側）



⑥駐車場



⑦トイレ



⑧水際（下流側）



【チェックリスト】

Aランク案件のチェックリストの様式(1/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:36田辺木津川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
1	占用の必要性	自治体等が策定する計画に当該施設の位置づけはあるか ※計画名を挙げたうえ、具体的な記載箇所を記す (例)総合計画、都市計画、緑の基本計画等			「第4次京田辺市総合計画」、「京田辺市都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」が策定されています。(※マスタープラン:自然生態系の保全に努める中で、自然学習の場として活用するなど、自然とのふれあい空間をめざす。)		○:ある △:検討中 ×:ない	
2		避難場所等の防災上の位置づけはあるか (例)地域防災計画等			地域防災計画における位置づけはありません。		○:ある △:検討中 ×:ない	
3		堤内地において代替施設を設置、又は既存施設により機能を代替する計画はあるか			現時点において、運動公園としての代替施設の設置または機能の代替計画はありませんが、市内にある本公園以外の公共施設(田辺公園野球場や各小・中学校グラウンド等)を提供し利用していただいています。		○:ある △:検討中 ×:ない	
4		川らしい自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はあるか (例)水際部の占用面積を縮小 ・グラウンドを親水公園に変更 ・河川敷内で場所移動 等			現在のところ自然環境に影響が少ない施設に転換する計画はありません。		○:ある △:検討中 ×:ない	
5	検討体制	占用施設の代替地の検討や自然環境に影響が少ない施設への転換に向けて、環境やまちづくりの関係部局と連携しているか ※連携部局がある場合には、その名称も合わせて記す			本市関係所管(市民部文化・スポーツ振興課、指定管理者等)と連携を図っており、また、検討課題の対応等についても、庁内関係所管及び委員会並びに河川管理者との連携も図りたいと考えています。 大きく育った樹木の対応は、河川管理者と協議いたします。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
6	占用目的	占用目的は「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に合致するか			河川周辺の自然環境の維持、保全を今後も利用者等と呼びかけていくとともに、本公園をスポーツ利用の提供だけではなく、環境学習等の場として啓発してまいります。		○:合致する △:一部合致する ×:合致しない	
7		特定の利用者・団体に限定せず、公平な利用ができるか			京田辺市都市公園条例および京田辺市社会体育施設管理規則等に基づき公平に利用しています。		○:公平に利用できる △:公平に利用できない ×:特定の者が利用	
8		利用状況は占用目的に合致しているか			施設等「野球場」「テニスコート」についてはR3～R5の3カ年平均で年間約3万人の方々に利用されています。また、毎年10月に京田辺市マラソン大会が開催され約700人の方々々が参加(利用)しています。		○:合致している △:合致していない ×:合致していない	
9	連携体制	「川らしい利用、川でなければならぬ利用」に関する取組について、施設利用者や地域住民、市民団体等と連携しているか			地元スポーツ少年団や地元企業及び市民によって定期的に清掃等活動を展開し、河川周辺含む美化運動を取り組んでいます。また、本市経済環境部所管の市民一斉清掃(市内全域、毎年6月第1日曜日・9月第4日曜日)で、地元関係行政・自治会等の協力のもと環境美化に努めています。		○:連携している △:検討中 ×:連携していない	
10	自然環境の保全・再生	保全すべき動植物など、占用区域及びその付近の自然環境で配慮すべき事項を把握しているか (例)貴重種の生育・生息地、ヨシ原、干潟、野鳥の営巣地、外来種の繁殖等			「補生園」「環境省自然環境局生物多様性センター提供」木津川の「主な希少植物と残したい草花たち」と「魚・蝶(やましろ里山の金鱈)」本邦「緑の基本計画」等で把握に努めています。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	
11		占用区域及びその付近において、水位変動により冠水・攪乱される区域を把握しているか			本公園の冠水等の実績は、平成23年9月・平成24年9月・平成25年9月・平成26年9月、平成28年11月、令和元年10月、令和3年8月となっております。		○:把握している △:調査中 ×:連携していない	

Aランク案件のチェックリストの様式(2/2)
 ●河川保全利用チェックリスト(占用地 名称:36田辺木津川運動公園)

No	確認の視点	確認事項	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認	河川管理者による確認	評価区分	備考
12	確認の視点	施設整備は河川の生態系の連続性(縦断方向及び横断方向)の確保など自然環境に配慮しているか (例)水際部に緩衝緑地を設置等	過年度意見	過年度意見についての対応と進捗	占用者による確認 希少な植物の保護や水際に緩衝緑地を設けております。	河川管理者による確認	評価区分 ○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	備考
13		管理運営は占用区域及びその付近の自然環境の保全・再生に配慮しているか (例)投棄されたゴミの収集、除草時の水際部刈り残し、野鳥の営巣時期の利用制限等			占用者による確認 除草の際は、希少種である植物の保護に努め、緑化協会が現地を指導しながら実施しております。		評価区分 ○:配慮している △:検討中 ×:配慮していない	
14		施設利用者が占用区域及びその付近の自然環境に関する情報発信、注意喚起を行っているか (例)情報板設置による環境配慮への啓発等			占用者による確認 占用表示板に占用範囲を図示して掲示しております。		評価区分 ○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
15		占用区域及びその付近の自然環境を活かした環境学習・保全活動を行っているか	過年度意見 清掃活動、環境学習、川遊び講座など、継続することが重要。担当が変わっても継続されるよう引き継がれたい。川遊び講座などの取り組みについて資料に明示された		占用者による確認 担当者間で引き継ぎ、継続的に取組む事項と考えており、今後も引き続き実施いたします。		評価区分 ○:行っている △:検討中 ×:行っていない	
16	適正な利用	不許可の工作物は設置されていないか			占用者による確認 設置しておりません。		評価区分 ○:設置されていない △:設置される場合がある ×:設置されている	
17		占用区域外を使用していないか (例)トイレ、道具入れ等の工作物設置・グランド、駐車場等の造成・利用等			占用者による確認 占用区域外の使用はありません。		評価区分 ○:使用していない △:使用している場合がある ×:使用している	
18		占用施設及びその利用者が自然観察や水面利用(カヌー、釣り等)などを行う河川利用者の水辺へのアクセスの支障になっていないか			占用者による確認 占用施設及びその利用者の活動が、水面利用者の支障となるような事例はありません。		評価区分 ○:支障はない △:支障になる場合がある ×:支障がある	
19		地域住民の迷惑になる利用がなされていないか (例)施設利用者によるゴミの投棄、車両通行や路上駐車による交通問題、騒音等			占用者による確認 特に地域住民からの指摘等はありません。		評価区分 ○:迷惑な利用はない △:迷惑になる場合がある ×:迷惑な利用がある	
20		利用状況をふまえた管理運営・利用のルールを定めているか	過年度意見 ツアーオオジャパンなどの取り組みも評価できる。		占用者による確認 TOU(ツアーオオジャパン)京都ステーションの開催に合わせ、自転車マップを配布するなどPRIに努めております。		評価区分 ○:定めている △:検討中 ×:定めていない	
21		管理運営・利用のルールに自然環境の保全・再生に関する事項は定めているか			占用者による確認 自然環境の保全・再生に関する事項を定めております。		評価区分 ○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	
22		管理運営・利用のルールは施設利用者及び管理運営者に周知しているか	過年度意見 スポーツ利用者が安全に楽しめる管理がなされていていい印象であった。		占用者による確認 利用にかかるとの注意事項として、施設利用者の利用前に書面で周知しております。		評価区分 ○:定めている △:検討中 ×:定めていない、又はルールを定めていない	

【参考資料】 河川保全利用委員会速記録

(関連部分のみ抜粋)

■過年度審議結果のレビュー

平成19年 委員会

- ✓ 占用申請にない駐車場の利用について、占用範囲外も含め駐車場としての利用実態を把握し、必要台数、維持管理のあり方について検討されたい
- ✓ 大学生の利用が盛んとのことだが、ある特定の団体による排他独占的な利用になっていないかどうか、実態を把握されたい
- ⇒ 近鉄鉄橋高架下など、占用区域外の駐車等が見られたが、公園利用者への指導、看板設置、植栽等で対策を講じ、一定の成果が得られている。利用者へは乗り合いを推奨するなど車両台数の制限を行った
- ✓ 河川環境について考える機会となっているイベント等については、継続して実施されたい。また、その活動を利用者等に広報・周知されたい

平成21年 委員会

- ✓ 駐車場利用に関し、引き続き利用実態の把握に努め、適正な台数を検討されたい
- ✓ 当該占用地は浸水が起きやすく、アクセス道路にも課題があるため、利用適地としての位置づけ等についても長期的な検討が必要
- ✓ 川らしい自然環境の保全再生、人と川とのつながりを重視し、川を訪れた子供たちを川から遠ざけるのではなく、上手に川と親しんでもらえるような取り組みを展開されたい
- ⇒ 自然環境保護に留意した利用と管理に努めるとともに、親水対策等についても関係書簡と連携し、運用に努める

平成24年 委員会

- ✓ 駐車場の適正化について、引き続き努められたい
- ✓ 河川環境や防災に関する学習の場としての活用など、河川敷の特性を活かした多目的の利用について、河川レンジャー、NPO等と連携し取り組みを展開されたい
- ⇒ 学校関係者との協議を進めている。また、河川レンジャー主催の各種行事に場所を提供するなど連携に努めている

62

■過年度審議結果のレビュー

平成27年 委員会

- ✓ 啓発広報を実施する際には、希少種や外来種に関する説明等、市民の環境理解を進めるよう配慮されたい

平成30年 委員会

- <共通事項>
- ✓ 草貼りのグラウンドは、冠水しても土砂の流出が抑制されており、評価できる
 - ✓ 今年度審議対象の占用地は、管理状態は良好であり、河川環境に関する普及啓発にもよく努められ、評価できる
 - ✓ 占用範囲が現地でわかりにくいので、杭を打つなどの工夫に努められたい
 - ✓ さくらであい館の整備により、サイクリング利用者が増加している。有名なサイクリングロードと比べ、木津川沿川のサイクリングロードは未完成といえる。今後増加する観光利用者に、河川環境、川の自然そのものを楽しんでもらえるような取り組みに努められたい
- ✓ 外来種についての正しい知識は、無意識の環境破壊を未然に防ぐことができるため、啓発は重要である。今後も継続して努められたい

63

■過年度審議結果のレビュー

令和3年 委員会

<共通事項>

- ✓ 河川に位置する特殊なグラウンドであることを意識して、参加者が周辺環境の保全にも配慮する姿勢が重要なので自然教育など継続的に啓発を行って欲しい。
- ✓ 草地については、草刈りが適正になされており良好である。
- ✓ トイレが使いやすいと感じた。女性の利用にも配慮されたい。
- ✓ 周辺の砂州などを環境学習の場として利用する際には安全管理に配慮されたい。
- ✓ スポーツ協会とタイアップされている状況が確認され、少年団が活発に活動されている地域である。協働で維持管理を進めるよう呼びかけたい。

- ✓ 清掃活動、環境学習、川遊び講座など、継続することが重要。担当が変わっても継続されるよう引き継がれたい。
- ✓ スポーツ利用者が安全に楽しめる管理がなされていてよい印象であった。
- ✓ ツアーオブジャパンなどの取り組みも評価できる。
- ✓ 樹木が大きくなってきている。河川管理者と協議して適正に管理されたい。
- ✓ 川遊び講座などの取り組みについて資料に明示されたい。